JA DISCLOSURE

2024
ディスクロージャー誌

令和５年４月１日～令和６年３月３１日

JA東京あおば

芽吹かせよう　ありがとうの和

目次

ごあいさつ…… 1
経営方針…… 2
金融商品の勧誘方針…… 3
事業の概況…… 5
社会的責任と貢献活動…… 15
リスク管理の状況…… 17
自己資本の状況…… 20
事業のご案内…… 21
各種手数料…… 27
貸借対照表…… 31
損益計算書…… 33
注記表…… 35
剰余金処分計算書…… 55
部門別損益計算書…… 56
会計監査人の監査…… 58
損益の状況…… 59
直近の２事業年度における事業の状況を示す指標…… 60
　信用事業…… 62
　共済事業…… 71
　経済事業…… 73
経営諸指標…… 76
自己資本の充実の状況…… 77
役員等の報酬体系…… 89
当組合の組織…… 90
沿革・歩み…… 93
［連結情報］
グループの概況…… 95
連結貸借対照表…… 97
連結損益計算書…… 99
連結注記表等…… 101
連結剰余金計算書…… 121
農協法に基づく開示債権…… 122
連結事業年度の事業別経常収益等…… 123
連結自己資本の充実の状況…… 124
財務諸表の正確性等にかかる確認…… 135

＊注 各項目の金額は千円単位（千円未満切り捨て）又は百万円単位（百万円未満切り捨て）となっておりますが、小計・合計等は各項目を円単位で計算後、千円単位（千円未満切り捨て）又は百万円単位（百万円未満切り捨て）にして表示しています。

JA TOKYO AOBA DISCLOSURE

2024

『未来へつなぐ協同の輪』

ＪＡのディスクロージャーとは

ディスクロージャー（Disclosure）とは、「企業の業績や財務内容などの公開」のことです。
財務状況や経営内容はどうなのか、どんな商品があるのか、といった情報を公開することで企業の透明性を高め、利用者からの信頼を維持・向上することを目的としています。

ＪＡも、経営情報などの開示を通じて経営の透明性を高める観点などから、ディスクロージャーが求められています。

ＪＡは、貯金などの信用事業、保障などの共済事業や営農指導・販売、購買などの各事業を行っており、各事業が相互に補完しサービスを総合的に提供する事業体です。

また、ＪＡは組合員（一般の株式会社での株主に相当）により組織され、組合員が運営・利用するという協同組織です。

一般の会社では、高収益・高配当を目的としていますが、ＪＡは各事業を通じて組合員・地域の皆さまへの貢献を第一に考え大切にしております。

そのため、大都市のＪＡとして安全・安心な野菜などを食卓へ届けるのはもちろん、災害時の避難場所としての農地の提供など様々なかたちで組合員・地域の皆さまとつながり、生活に貢献していくことが大切であると考えています。

皆さまから貯金等を通じお預かりしている大切な資産につきましては、当然、健全で安定した経営を心がけるとともに経営内容を公開し、組合員・地域の皆さまに信頼を得ていくことが大切です。

当ＪＡは、経営理念を実現するため、農業の豊かさ、人の和を大切にし、地域になくてはならない存在をめざし、「ビジョン」・「使命」に基づいた、事業活動を展開するうえでの共通の「価値観」として、４つの満足(輪)、組合員満足(ＭＳ）・組織満足(ＳＳ)・職員満足(ＥＳ)・地域満足(ＡＳ)が均等に広がるよう、組合員・地域の皆さまとのつながりを強化していくことが重要だと考えています。

このディスクロージャー誌を通じて、ＪＡ東京あおばへのご理解が一層深まることを願っています。

＊ 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

＊ 本冊子については、ＪＡ東京あおばの決算期（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の情報について掲載しております。

＊ 記載した金額は、表示単位未満を切り捨てのうえ表示しております。したがって、合計数値と合致しない場合がありますのでご留意ください。

＊ 金額については、0円の場合は「―」、表示未満の端数がある場合は「0」で表示しております。

ごあいさつ

組合員ならびに、地域の皆さまにおかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素よりＪＡ東京あおばの各事業ならびに活動に対しまして、一方ならぬご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

まず、１月１日に発生した令和６年能登半島地震では最大震度７を記録し、石川・富山・新潟の各県を中心に大きな被害をもたらしました。現在も、多くの方々が復興に向け厳しい生活を余儀なくされています。被災されたすべての方に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、令和５年度を振り返りますと、日本経済は新型コロナウイルス感染症による行動制限緩和がすすむなかで個人消費が持ち直すなど、緩やかな回復基調で推移し、米国株価の影響もあり、２月２２日には日経平均株価が３４年ぶりに過去最高を記録しました。一方、世界情勢は依然として不安定な状況にあり、国内でもさまざまな商品や原油価格の高騰、高止まりが続き、これは国内の農業にも例外なく影響をもたらしました。こうした情勢も踏まえ、日銀は３月にマイナス金利政策の解除を発表するなど金融政策面は大きな転機を迎えた年となりました。

また、当ＪＡ管内の農業に目をむけると、「第２６回ＪＡ東京あおば農業祭」や練馬区主催の「全国都市農業フェスティバル」をはじめ、各地区でマルシェ等が積極的に開催されるなど、生産者の皆さまと協力・連携を図りながら都市農業の魅力を広く発信することができました。また、各地で大規模災害が発生し、昨年の平均気温が観測史上最高を記録するなか、防災機能や環境保全機能をはじめとした都市農業の持つ多面的機能への期待が高まっています。当ＪＡは、都市型ＪＡとして、こうした都市農業の魅力や大切さを地域の皆さまへ発信してまいります。

ＪＡを取り巻く経営環境は厳しさを増しており、農林中央金庫が示す奨励金水準等の引き下げにより、信用事業総利益は減少しています。また、相続等を要因とする農地の減少や正組合員の減少は、当ＪＡの経営に大きな影響を与えています。

そのようななか、更なる安定経営を構築するため、組合員の皆さまよりいただいたご意見を基に、①持続可能なＪＡ運営、②ガバナンス・内部統制の確立、③理事会の活性化・スリム化・意思決定の迅速化をめざすことを目的に、役員定数等の見直しについて協議・検討を重ねてまいり第２７回通常総代会にて承認いただくことができました。

このような一年でしたが、組合員の皆さまのご理解とご協力により、出資配当・事業分量配当ができる決算となりましたことをご報告申し上げますとともに、厚く御礼申し上げます。

令和６年度は、第９次中期経営計画（農業振興計画含む）の最終年度となります。「未来へつなぐ協同の輪」をメインテーマに「持続可能な都市農業の確立」、「対話運動を通じた組合員とのつながり強化」、「経営基盤の強化・人財育成」の３つの戦略を最後まで役職員一丸となり取り組んでまいりますので、皆さまの一層のご理解と積極的な参加・参画をお願い申し上げます。

令和６年７月

代表理事組合長　久保　秀一

経営方針

経営理念

JA東京あおば

経営理念

わたしたちは、農業の豊かさ、人の和を大切にし、地域になくてはならない存在をめざします。

ビジョン

わたしたちJAは、くらしのサポーターNo.1を宣言します。

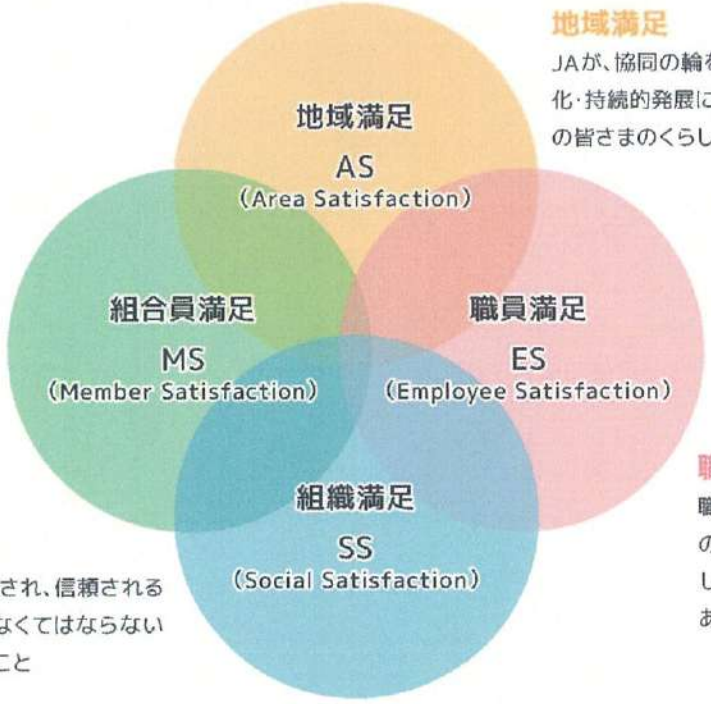
使命

1. 都市農業を守る　2. 組合員のくらしを豊かにする　3. 地域の活性化に貢献する

価値観

わたしたちは、「4つの満足（4S）の向上」を、
事業活動を展開するうえでの共通の価値観とし、経営理念の実現をめざします。
4つの満足とは、組合員満足（MS）、組織満足（SS）、職員満足（ES）、地域満足（AS）の全てが満たされ、
4つの満足（輪）が均等に広がることで初めて達成できるものです。

JA東京あおばがめざす4つの満足（4Sモデル）



組合員満足
組合員が、JAへの積極的な参加・参画によって協同の成果を実現し、都市農業の振興をはじめそれぞれの願いが充たされること

地域満足
JAが、協同の輪を地域に広げ、地域の活性化・持続的発展に貢献することにより、地域の皆さまのくらしが豊かになること

組織満足
組織が健全に経営され、信頼されるJAとして、地域になくてはならない存在であり続けること

職員満足
職員が、働くよろこび、仕事のやりがいを通じて成長し、心を高められる職場であること

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1．組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2．組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3．不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4．電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまの都合に合わせて行うよう努めます。
5．組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6．販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

個人情報保護方針

東京あおば農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1．関連法令等の遵守
当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
個人情報とは、保護法第２条第１項、第２項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。
また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
特定個人情報とは、番号利用法第２条第８項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2．利用目的
当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。
ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。
利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3．適正取得
当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4．安全管理措置
当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。
なお、個人データとは、保護法第16条第３項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第１項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5．匿名加工情報の取扱い
当組合は、匿名加工情報（保護法第２条第６項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6．第三者提供の制限
当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7．機微（センシティブ）情報の取り扱い
当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8．開示・訂正・利用停止等
当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。
保有個人データとは、保護法第16条第４項に規定するデータをいいます。

9．苦情窓口
当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

１０．継続的改善
当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

東京あおば農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（管理態勢等）

1．　当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の１つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

2．　当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

3．　当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（職員の安全確保）

4．　当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

5．　当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

※1　反社会的勢力とは、平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に記載される集団または個人を指します。

※2　反社会的勢力等とは、上記反社会的勢力のほか暴力団との関係が認められない反社会性を有する集団または個人（凍結口座名義人等の犯罪集団への関与が疑われる者、資産凍結等経済制裁措置対象者等）を指します。

金融円滑化にかかる基本的方針

東京あおば農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1．　当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

2．　当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3．　当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4．　当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5．　当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ＡＤＲ手続の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6．　当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

（１）組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

（２）信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

（３）各支店に「金融円滑化管理責任者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7．　当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

事業の概況

第９次中期経営計画（農業振興計画含む）の２年目として、組合員との対話運動を実践し、３つの戦略（第１の柱「持続可能な都市農業の確立」、第２の柱「対話運動を通じた組合員とのつながり強化」、第３の柱「経営基盤の強化・人財育成」）を基軸に、組合員と共に歩む事業運営を行ってまいりました。

組合員皆さまのご理解・ご協力により、支店再編計画は順調にすすみ、大泉支店（６月）・中村橋支店（10月）の新築移転オープン、大泉地区アグリセンター・ファーマーズショップこぐれ村のリニューアルオープン（12月）、高松支店（８月）・西大泉支店（12月）・東大泉支店（３月）はそれぞれ支店統合をいたしました。また、収支構造改革「①経費削減・②収入増加・③業務改善」も着実に実を結び、一定の成果を出すことができました。引き続きＪＡの健全経営に取り組んでまいります。

１．持続可能な都市農業の確立

第26回ＪＡ東京あおば農業祭は全国都市農業フェスティバルと共同開催し、都市農業の魅力を全国へ発信しました。「農の景観を区民とともに育て・守る畑」をコンセプトとして練馬区より委託され管理する練馬区立高松みらいのはたけでは、第17回練馬大根引っこ抜き競技大会を開催したほか、各種イベントを組合員・行政と連携しながら実施し、管内農業のＰＲや支援を積極的に行いました。

また、次世代へつなぐ都市農業・担い手の育成支援として、農地情報等のデータベース化の構築をすすめ、行政と連携を図りながらヒアリングシートの再構築を行い、情報を共有しながら営農に関する指導・相談業務を強化しました。

２．対話運動を通じた組合員とのつながり強化

支店渉外担当者による日常的な訪問活動に加え、各部署が連携を図りながら、組合員の多様なニーズに対応する対話運動を実践しました。資産保全有効活用提案・相続事前相談・相続シミュレーション・事業承継支援等を行い、大きな成果を上げることができました。

また、支部長会議・組合員座談会を各地区にて計31回開催し、多くのご意見・ご要望をいただくことができました。組合員組織の基盤強化を目的とした「組合員新規加入キャンペーン」においては、多くの方に新規加入をいただくことができました。

３．経営基盤の強化・人財育成

当ＪＡの安定経営に資する理事会機能を構築・強化するため、持続可能なＪＡ運営、ガバナンス・内部統制の確立、理事会の活性化・スリム化・意思決定の迅速化をめざし、「役員定数等検討委員会」を設置しました。組合員皆さまのご意見をいただきながら、①役員定数、②役員選出方法、③役員選出ブロック、④部会枠、⑤女性役員の登用、⑥役員定年制について検討を重ね、第13回理事会（令和６年１月26日開催）にて決議され、第27回通常総代会へ定款の一部変更について議案として上程いたします。

人財育成については、階層毎に「人財育成プログラム」の策定をすすめました。現場力の向上を図るため、ＯＪＴ強化に向けて各部署と協議を重ね、現場目線の意見・要望を取り入れながらプログラムの構築をすすめています。

指導事業

※今年度実績数値の後に記載のある（ ）内の数値は令和4年度実績

(1)振興渉外訪問活動の強化

① 振興渉外訪問活動を強化するため、生産緑地所有者を訪問しました。
449戸／449戸（502戸／550戸）

② 「生産履歴管理システム」利用率向上のため、巡回訪問を強化しました。
システム利用率60.7%（47%）

(2)農業者概況調査の実施

① 農産物を生産・販売している農家を対象に栽培品目・作付時期等の調査を行いました。539戸／539戸（382戸／575戸）

② ジョイント栽培・推奨品目の作付け等の提案を行いました。14戸（17戸）

③ 必要に応じて農業者を訪問し、施肥・農薬使用の指導を行いました。151件（126件）

(3)農業者・事業者と連携した販路拡大

① 農業者自らが開催するマルシェ等の販売支援を各地区で行いました。27件（29件）

(4)安全・安心な農産物の提供

① 直売所への生産履歴提出義務化に向け、直売所運営要領を新設し、生産履歴提出率向上に努めました。提出率92.5%（70%）

(5)行政と連携した都市農地の保全

① 農地保全を促進するため、収穫体験事業等の提案を行いました。７件（14件）

(6)担い手の育成支援

① 新規就農者向け研修（農業実践力養成セミナー）を開催しました。
開催1回・参加者8人（トラクター操作研修会1回2人）

(7)農地に関する相談対応の強化

① 農地貸借希望者からの相談を受付け、ＪＡ斡旋貸借契約を締結しました。
相談受付４件・契約締結３件（情報発信１回・ヒアリング等13件）

(8)都市農政活動の展開

① 青壮年組織協議会と連携して農政に関する学習会を実施し、国・都・区に対して要望提言を行いました。

(9)都市農業の多面的機能の発揮

① 行政と連携し、農業者の協力を得て、出前授業や、出前授業と学校給食食材提供をセットにした食農教育を実施しました。出前授業14校・食農教育１校（15校・１校）

② 練馬区立高松みらいのはたけで「ジャガイモ収穫体験」「第17回練馬大根引っこ抜き競技大会」のイベントを実施しました。２回（６回）

(10)食と農を通じた豊かでくらしやすい地域づくり

① 練馬区立高松みらいのはたけで子ども向け農業体験を実施しました。
17回（試験的実施３回）

② 練馬区立小学校等の社会科見学を受け入れました。10校・717人（14校・1,203人）

③ 練馬区と連携してひとり親家庭向け収穫体験を実施しました。３回（３回）

(11)組合員（正・准）との対話運動の展開

① 組合員宅訪問時や各部会等会議を通じて、農地・営農に関するご意見・ご要望の聴取を行いました。

(12)組合員組織への加入促進

① 青壮年部加入促進に向けて意見交換会を実施しました。
４回・新規加入者４人(14回・３人)

② 女性部加入促進に向けて意見交換会を実施しました。７回・新規加入者６人（17回）

③ 生産部会への加入促進に向けて、訪問活動を通じた対話運動や意見交換会を実施しました。　８回・新規加入者11人（15回）

(13)次世代の組合員リーダーの育成

① 令和４年度に開講した第１期ＪＡ東京あおばカレッジの運営を行い、組合員リーダーの育成に努めました。カリキュラム開催６回（カリキュラム開催４回）

② 役職員ならびに青壮年部、女性部の代表者を対象に、教育文化活動の本質とその必要性の学びの場として、青壮年部「青年の主張」発表を含め、教育文化活動セミナーを開催しました。　１回開催（１回開催）

(14)人財育成・活力ある職場づくり

① 営農指導のスキルアップに向けた振興渉外会議にて、情報等の共有を行いしました。
６回（８回）

② 営農指導員研修を受講し、営農指導員の資格を取得しました。3人（2人）

購買事業

(1)生産資材全般における仕入・在庫管理の効率化

① 組合員ニーズに応える通常在庫として取り扱う商品の全店共通化を実施しました。
68.0%（50.4%）　共通商品215／通常商品316

② 肥料・農薬・マルチ等の品目を絞った一括仕入れを実施しました。
定番商品95.3%（38.8%）　348／全定番商品365

(2)共同購入の新規実施

① 生活資材の新規共同購入を実施しました。防獣・農薬散布用保護具10品目（包装資材等４品目）

(3)農機修理・点検整備サービス利用の拡大

① 買換え提案を交えながら、農機修理・点検整備の新規利用者を拡大しました。
新規利用33件（新規利用15件）

② 「トラクター（直進制御機能）」・「チッパー」実演講習会を開催しました。
２回・12人参加（ネギ皮むき機実演講習会１回・18人参加）

(4)収益基盤の拡大と収益力の強化

① 農機販売強化に向けた実演講習会を開催し、収益力の強化に努めました。
購買品取扱高２億8,154万円（３億6,422万円）

販売事業

(1)農業者・事業者と連携した販路拡大

① 地元飲食店等５店舗（６店舗）、その他２事業者（２事業者）へ食材提供を実施し農業者の所得向上に向けた販路拡大に努めました。

(2)組合主体による直売所運営体制へ移行

① 組合主体の直売所運営体制への移行に伴い、令和６年４月１日から運営する、規程・要領を新設しました。

② 組合主体の直売所運営体制への移行について、組合員説明会を実施しました。
７回（３回）

(3)生産者の所得増大に寄与する直売所づくり

① 直売所を集荷拠点として、組合員の生産する作物を買い取り、外交販売（外販）を実施しました。
外販53件（６件）・令和３年度対比 買取金額29.0%増加（17.2%増加）

② 直売所利用者だけでなく、より多くの方に管内産農産物を知ってもらうため、ＪＡ全農が運営するインターネット通販サイト「ＪＡタウン」へ出品しました。25件（２件）

(4)魅力ある直売所づくり

① ＪＡ東京中央会が行う事業を通じて、都内ＪＡ（ＪＡ東京みなみ・ＪＡ東京みどり）とのＰＢ商品の流通を行い、直売所品揃えの充実を図りました。27回（８回）

② 提携ＪＡを中心とした仕入強化に加え、畜産加工品等の取り扱いを実施しました。
買取販売品取扱高 令和３年度対比 ▲5.4%（▲8.5%）

(5)食農教育の実践

① 中野区、新宿区などＪＡのない行政区への食材提供を実施しました。
34回・62校（23回・46校）

(6)組合員（正・准）との対話運動の展開

① 直売所改革の取り組みについて、各地区組合員説明会を実施しました。７回（４回）

② SNSを活用し、アンケートを実施しました。１回（１回）

(7)組合員組織の基盤強化

① 直売所統一イベントにてアンケートを行いながら、組合員の新規加入を推進しました。

(8)収益基盤の拡大と収益力の強化

① 売れる直売所に向けた運営体制強化のための「営農・経済事業の成長・効率化プログラム」の取り組み事項・計画を修正しました。
直売所売上高 令和３年度対比 ▲4.6%（▲6.4%）

宅地等供給事業

(1)次世代へつなぐ都市農業・担い手の育成支援

① 農業後継者を対象に「後継者のための資産承継」についての研修を開催しました。
１回（１回）

② 農地貸借等について学ぶため、「農地を次世代に残すための活用方法」の研修会を開催しました。２回：２地区合同開催（情報発信１回・ヒアリング等13件）

③ 小さな土地区画整理の研修会を開催しました。
２回：２地区合同開催（地区毎に開催：２地区合同開催）

(2)組合員（正・准）との対話運動の展開

① 支店渉外担当者及び資産管理部担当者にて相続シミュレーション作成先の組合員に対して、ヒアリングシートによる資産保全有効活用提案を交えながら、意見・要望の聴き取りを実施しました。267件（アンケート回答者訪問129戸）

② 資産管理部会の本部役員会・各地区役員会にて意見交換会を実施しました。４回（５回）

(3)組合員組織の基盤強化

① 日常的な活動を通じた資産管理部会への加入促進のため、視察研修を開催しました。
３回・新規加入者２人（６回・新規加入者１人）

(4)組合員の資産を次世代へつなぐ、各部署と連携した訪問活動

① 相談・要望に沿った提案や支援を実施しました。

資産保全有効活用提案	62件：土地45件・建物17件 (70件：土地53件・建物17件)
相続事前相談・相続シミュレーションの実施	196件（240件）
事業承継支援・遺言信託相談	62件　（70件）
資産保全・運用・活用・相続相談セミナーの開催	５回　（４回）

(5)人財育成・活力ある職場づくり

① 相続相談や資産有効活用提案、事業承継支援を円滑に行える職員の育成のため、各部署と連携を図りながら、研修会を開催しました。８回（９回）

信用事業

(1)渉外担当者による日常的な訪問活動を通じた意見・要望の聴き取り

① 日常の訪問活動を通じて、相続シミュレーション、融資情報シート等を活用し組合員へ提案を行いました。また、借り換えキャンペーンにも積極的に取り組み融資残高の伸長に繋げました。

(2)支店（窓口）において意見・要望の聴き取り

① 中村橋支店新築リニューアルオープン・感謝デー来店者にアンケートを実施しました。

(3)支店親睦会・年金友の会等との意見交換の実施

親睦会役員	26回（39回）
年金友の会役員	17回（９回）

(4)組合員の多様なニーズに対応する相談提案型推進の実践

① 相談・要望に沿った提案や支援を実施しました。
要望に対する提案（訪問活動）月17.45件／渉外１人（月21件／渉外１人）

(5)農業資金をはじめ各種事業資金、住宅ローン等の積極的な展開

① 組合員をはじめ、利用者皆さまのライフステージに沿った商品提供に取り組みました。
融資残高の伸長：55.1億円（21.8億円）　貸出金残高：1,631.6億円（1,576.5億円）

新規実行	農業資金	0.7億円（　1.1億円）
	相続関連資金	23.2億円（ 29.2億円）
	自己住宅資金	12.4億円（ 13.1億円）
	賃貸住宅資金	136.4億円（117.1億円）
	事業資金	18.2億円（ 14.3億円）
	その他資金（リフォーム・自動車・教育）	2.3億円（　1.3億円）

(6)組合員・地域の皆さまのニーズに応じた、金融商品の提供

① 組合員をはじめ、利用者皆さまのライフステージに沿った商品提供に取り組みました。
貯金残高の伸長：▲83.2億円（17.1億円） 貯金残高：5,029億円（5,112.2億円）

年金受給推進	684件（666件）
すこやか定期貯金獲得	352件（785件）

(7)支店業務のさらなる効率化

① 通帳繰越・振込み・新規定期貯金等ＡＴＭ利用を推進しました。

当座性取引	45万1,270件（47万3,234件）
定期性取引	3,315件 （2,965件）

② インターネットバンキングの登録を推進しました。新規登録336件（550件）

(8)人財育成・活力ある職場づくり

① 組合員の多様なニーズに対応する金融商品や資金計画の提案を行うため、ＦＰ２級の取得に努めました。
ＦＰ２級新規取得（渉外担当者） ９人：累計23人／65人（７人：累計14人／65人）

共済事業

(1)多様なニーズに対応する相談提案型推進の実践

① 相互扶助の精神のもと、組合員ならびに地域の皆さまに安心と満足をお届けできるよう相談・提案型の推進を行いました。
推進総合ＰＴ(ポイント)1,056万ＰＴ、長期共済保有高7,467億円、共済契約者21,846人
(推進総合ＰＴ(ポイント)965万ＰＴ、長期共済保有高7,459億円、共済契約者22,065人)

３Q活動の実施	8,502件(8,511件)
共済３種目（生命・建更・自動車）の複数分野加入推進	1種目から2種目へ：増減なし（増減なし）
	2種目から3種目へ：増減なし(0.1%増加)
保障見直し相談会の提案	全支店２回実施(全支店２回実施)
地域振興部と連携した農業保障の提案	農賠共済８件(24件)
共済契約者のＷｅｂマイページ登録の普及	契約者数の10.8%(8.7%)

総合企画本部

(1)組合員(正・准)との対話運動の展開

① 支部長会議を下記の通り開催しました。

開催時期	開　催　数	出席者数
4月	４回（４回）	104人／146人(97人／141人)
6月	４回（４回）	98人／146人(98人／141人)
10月	４回（４回）	101人／146人(100人／141人)
2月	４回（４回）	94人／146人(91人／141人)

② 組合員座談会を下記の通り開催しました。

開催時期	開　催　数	出席者数
7月～8月	8回（8回）	196人（135人）
2月～3月	7回（8回）	169人（126人）

③ 広報誌等を活用し、支店渉外担当者、支店窓口担当者を中心に准組合員アンケートを実施しました。１回・回答数920件（1回・回答数521件）

(2)組合員組織の基盤強化

① 一戸複数組合員制による正組合員加入促進ならびに、支店渉外担当者の訪問活動を通じた准組合員加入促進を行いました。
新規加入者：正組合員272人、准組合員1,115人（正組合員55人、准組合員331人）

(3)次世代の組合員リーダーの育成

① 「女性役員の登用に関する体制整備」に向け、女性部定例会、組織部会役員会等にて意見交換会を実施しました。また、役員定数等検討委員会において、各組織部会代表者にオブザーバーとして出席いただき、貴重なご意見をうかがうことが出来ました。協議を重ねた結果、各地区から１人以上、女性役員候補者を選出していただくこと（努力目標）としました。
女性部定例会等4回・47人、組織部会役員会等4回・52人

(4)協同組合運動を促進する広報活動の展開

① 都市農業・当ＪＡの魅力を発信するための広報活動を展開しました。

広報誌「あおば」発行	5回：４月、７月、10月、12月、１月 （４回：４月、７月、10月、１月）
日本農業新聞記事投稿	95本（88本）

(5)事業運営の見直しによる効率化・経費削減・支店等再編による効率化・合理化

① 第１期・第２期支店再編計画を実施しました。13支店から10支店へ（14支店から13支店へ）

令和５年８月１９日	高松支店を練馬春日町支店へ統合
令和５年１２月９日	西大泉支店を大泉支店へ統合
令和６年３月１６日	東大泉支店を大泉支店へ統合

② 徹底した業務コスト（機械警備費等）の削減を行い、令和３年度対比817万円を削減しました。（うち令和４年度：596万円）

③ 今後の更なる業務効率化を見据え、貸与携帯電話をスマートフォンへ入れ替えました。

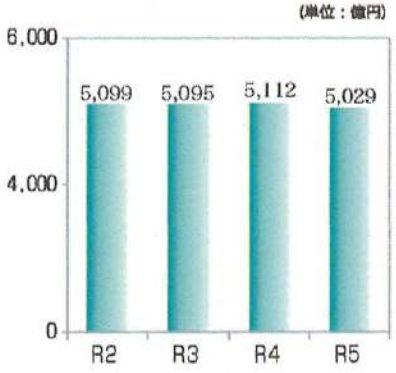
(6)人財育成・活力ある職場づくり

① 何かあったらすぐＪＡと組合員・地域の皆さまから「頼りにされる職員」の育成、職員一人ひとりが働きがいをもてる、活力ある職場づくりに取り組みました。

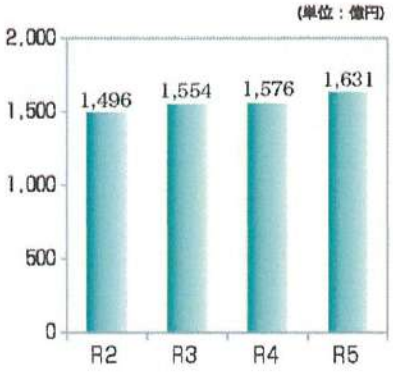
人財育成プログラム 構築・運用	各部署へのヒアリング実施　11回 １、２年目職員向け研修　６回 ３～５年目職員向け研修　１回 人事評価者研修　３回／管理者マネジメント研修　２回 ＪＡ資格認証試験簿記講習会（初級・中級）２回 ＪＡ資格認証試験簿記直前対策講習会（中級）１回

主な事業成績の推移

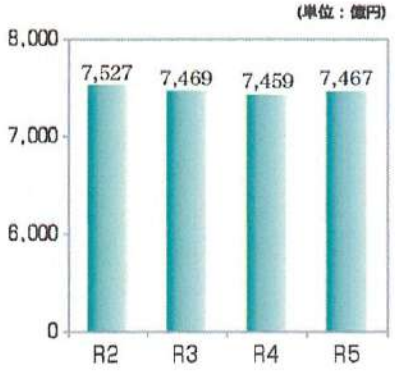
貯金残高の推移



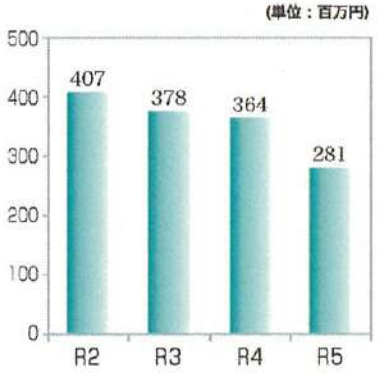
貸出金残高の推移



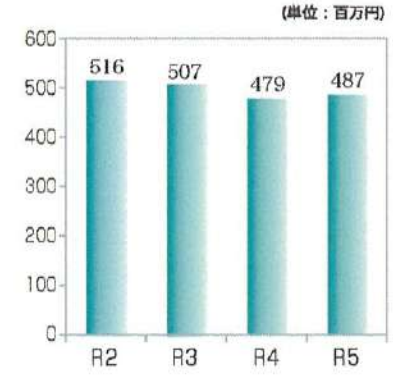
長期共済保有高の推移



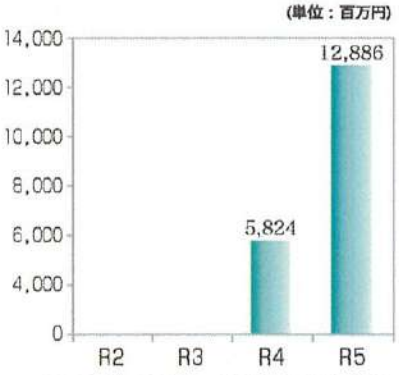
購買品取扱高の推移



販売品取扱高の推移



宅地等供給事業取扱高の推移



※令和4年度より、地域振興事業本部に新設した資産管理部の宅地等供給事業取扱高です。

トピックス



6月　ほか複数回
練馬区立高松みらいのはたけで、子ども向け農業体験を行いました。



6月　ほか複数回
組合員との対話運動を展開するために、組合員座談会を各地区で開催いたしました。



7月　ほか複数回
直売所統一イベントとして直売所フェスタを開催しました。7月にはミニ縁日等を実施いたしました。



7月～2月
持続可能な経営の確立、組織基盤強化のためJA東京あおば組合員新規加入キャンペーンを実施しました。



8月
田柄支店で、恒例の「ジャンボカボチャ大会」を開催し、店舗前に大きなカボチャを展示しました。



10月
「明るいあおば」や若手職員の経営への参画意識向上等を目的に、第3期 NEXT AOBA PJを発足いたしました。



10月
中村橋支店が新築オープンを迎え、オープン当日はセレモニーを開催いたしました。



11月
第26回JA東京あおば農業祭を開催し、都市農業の魅力を地域に発信いたしました。



12月～
管内の小学校を中心に社会科見学を10校（717人）受け入れました。



12月
大泉支店・大泉地区アグリセンター・ファーマーズショップこぐれ村がグランドオープンいたしました。



12月
練馬区立高松みらいのはたけで、第17回練馬大根引っこ抜き競技大会を開催いたしました。



1月
第1期JA東京あおばカレッジは、管外視察としてJAはだの等を視察いたしました。

社会的責任と貢献活動

全般に関する事項

当ＪＡは、板橋区・北区・豊島区・練馬区を事業区域とし、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当ＪＡの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当ＪＡでは、資金を必要とする組合員の皆さま方や、その他地域住民の方々にもご利用いただいております。

また、ＪＡの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

１　地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ、利用者の皆さまからお預かりした貯金の残高は、502,901百万円となっております。

２　地域への資金供給の状況

組合員をはじめ、利用者の皆さまへの貸出金残高は、163,168百万円となっており、地域活性化に向けて資金供給しています。

３　文化的・社会的貢献に関する事項

（１）教育文化活動
①伝統作物の継承事業への取り組み
②学校給食への地場産農産物の提供
③学校で作る農産物への営農指導協力
④練馬大根引っこ抜き競技大会の開催
⑤農業祭の開催

（２）社会的貢献活動
①年金、税務、法律相談の開催
②相続、遺言セミナーの開催
③震災被災地の復興支援

４　地域密着型金融への取り組み

組合員と職員が協力して地場産農産物の即売会やマルシェ、店頭販売を実施し、地域農業の活性化へ繋げる事業展開をしました。

・農業者実施マルシェの販売支援(27回)

・年間を通じて継続的に子ども食堂へ農産物の提供(49回)

・「練馬区立高松みらいのはたけ」で子ども向け農業体験(播種・間引き・収穫)を実施(17回)

・練馬区立小学校の社会科見学の受け入れ(10校・717人)

・練馬区と連携してひとり親家庭向け収穫体験を実施(3回)

5　経営者保証に関する取り組み方針

経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当組合は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。

当組合は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

1.経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で、検討します。

2．経営者保証の契約時の対応について

（1）農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行ないます。

（2）保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3.既存の保証契約の適切な見直しについて

（1）農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行なうとともに、その検討結果について主たる債務者及び保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行ないます。

（2）事業承継が行なわれた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行なう。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

4.経営者保証を履行する時の対応について

（1）経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

リスク管理の状況

リスク管理体制等

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

１　信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「経理規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

２　市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する雲鷹委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び運用委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

３　流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

4　オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当ＪＡは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

5　事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

6　システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当ＪＡは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

金融ＡＤＲ制度への対応

１　苦情処理措置の内容

当ＪＡは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページやチラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当ＪＡの苦情等受付窓口　信用事業（電話：０３－５３７２－１３１４）

共済事業（電話：０３－５３７２－１３１５）

※受付時間　平日　午前９時～午後５時

２　紛争解決措置の内容

当ＪＡは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・ 信用事業

東京弁護士会（電話：03-3581-0031）
第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）
第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）

当ＪＡの苦情等受付窓口又はＪＡバンク相談所(一般社団法人ＪＡバンク・ＪＦマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。
なお，東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京以外の地域にお住まいの場合は、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等にて、居住地の近隣弁護士会で手続を進める「現地調停・移管調停」をご利用いただくことも可能です。

・ 共済事業

(一社)日本共済協会　共済相談所（電話：03-5368-5757）
https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html
(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構
https://www.jibai-adr.or.jp/
(公財)日弁連交通事故相談センター
https://n-tacc.or.jp/
(公財)交通事故紛争処理センター
https://www.jcstad.or.jp/
日本弁護士連合会　弁護士費用保険ＡＤＲ
(https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧いたただくか、当ＪＡの苦情等受付窓口にお問い合わせ下さい。

内部監査体制

当ＪＡは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。
また、内部監査は、ＪＡの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当ＪＡは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和6年3月末における自己資本比率は、16.40％となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

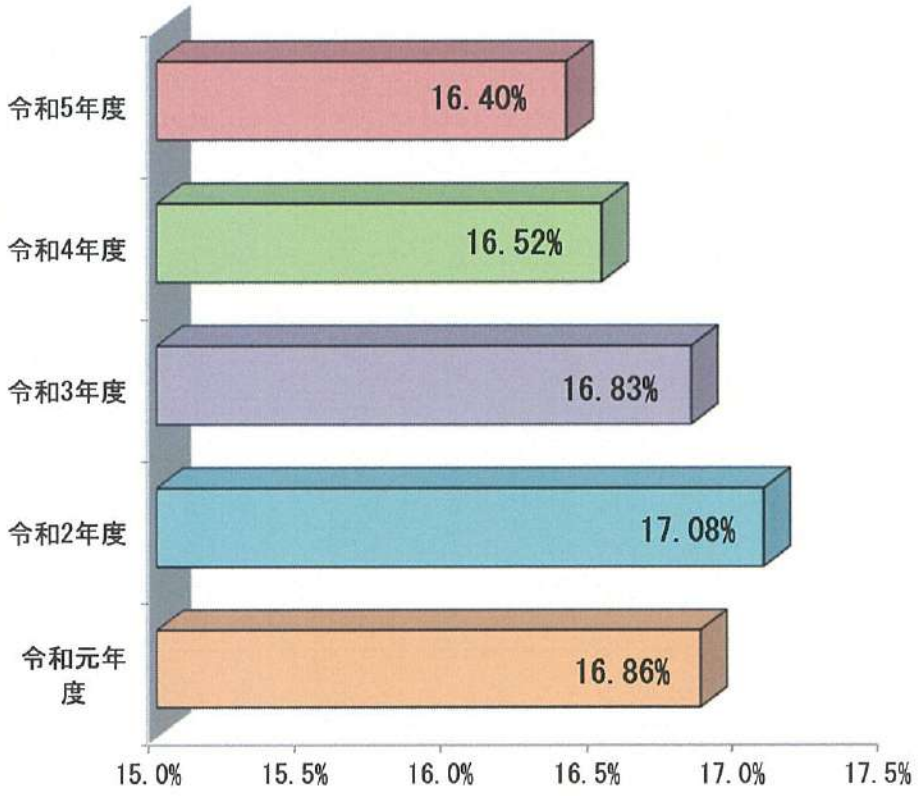
当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項　　目	内　　容
発行主体	東京あおば農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,091百万円 （前年度2,112百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

自己資本比率の推移



事業のご案内

当JAは地域金融機関として、組合員をはじめ地域の多くの方々にご利用いただいています。JAは、さまざまな事業部門を持った総合的な事業体です。以下に主な事業の内容についてご案内いたしますので、身近な金融機関としてお気軽にご利用ください。

1　信用事業

信用事業では、貯金･貸出･為替など、いわゆる銀行業務を行っています。ＪＡの信用事業は、組合員・利用者の皆さまに大きな「安全」・「安心」・「安定」を提供するために、ＪＡバンクシステムを構築しており、全国のＪＡ・都道府県信連・農林中央金庫が有機的に結びつき、ＪＡバンク・セーフティーネットで組合員・利用者の皆さまに信頼される金融機関をめざしています。

また、年金振込者を会員とする「年金友の会」の諸活動を通じて、地域の輪を広げ会員相互の親睦を図っています。

貯金業務

組合員や地域の利用者の皆さまの大切な貯金をお預りしています。総合口座・普通貯金・当座貯金など、使いやすい便利な貯金から、定期貯金・定期積金など目的・期間・金額に合わせてご利用いただけます。

種　類	特　徴
総合口座	普通貯金と定期貯金がセットになって、「貯める」、「支払う」、「借りる」、「受け取る」とオールマイティでとても便利です。
普通貯金	いつでも出し入れ自由。おサイフがわりにご利用ください。
当座貯金	代金等のお支払いに手形や小切手をご利用いただく貯金です。
貯蓄貯金	普通貯金のように「お預入れ」、「お引出し」が自由で、残高に応じた利率を適用します。 ※ 公共料金・クレジット利用代金のお支払い、給与等のお受け取りにはご利用いただけません。
納税準備貯金	税金納付のための資金を準備することを目的とした貯金です。お引出は原則として、税金の納付のためとしております。
通知貯金	まとまった資金を短期間（7日以上）お預りする貯金です。お支払いの場合、事前（2営業日以上）に通知が必要です。
スーパー定期貯金	いくらからでもお預入れ可能な定期貯金です。 お預入れいただく期間（1か月～5年）をご指定いただき、その期間の利率は変わらない確定利回りです。
自由金利型定期貯金	1,000万円以上をお預りする貯金です。大口資金運用にご利用ください。
変動金利定期貯金	お預入れから6か月ごとに金利情勢に応じて利率を見直し、新しい利率で運用する貯金です。個人のお客様の預入期間3年のお利息は、半年複利となっています。
期日指定定期貯金	個人のお客様にご利用いただける預入期間1年～3年の1年複利の定期貯金です。預入から1年を経過した後は、いつでも解約いただけます。
積立式定期貯金	お子様の進学など将来に備えて資金を貯めていただくのに最適な定期貯金です。積立期間や満期日を定めない「エンドレス型」、目標額を決めて無理なくためていく「満期型」などお客様のニーズに合わせて貯めていくことができる貯金です。
定期積金	ご旅行や将来の生活設計、ご結婚の準備など長期計画に備えて資金を貯めていただくのに最適です。１回の掛金が１千円以上、積立期間は6か月～5年以下となっておりますので、無理なく目標達成ができます。



融資業務

組合員や地域の皆さまの暮らしや事業に必要な資金をご融資しています。
住宅ローンやマイカーローンなどの各種ローン商品、農業者・組合員の皆さまに必要な資金をご用意しておりますので、お気軽にご相談ください。
また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展にも貢献しております。

種　　類	特　　徴
住宅ローン	（一般型・100%応援型） 住宅の新築・増改築資金、住宅用地の購入資金、住宅・マンションの購入資金などにご利用いただけます。
	（借換応援型） 他の金融機関からの借入中の住宅ローンの借換資金と借換に伴う諸費用にご利用いただけます。
賃貸住宅ローン	アパートやマンションの建設・増改築・補修改修の資金にご利用いただけます。
マイカーローン	自動車・バイクの購入や修理・車検などの資金にご利用いただけます。
教育ローン	お子様たちの進学をＪＡが支援します。入学金・授業料など教育に関する資金にご利用いただけます。
リフォームローン	住宅の増改築・改装・補修の他、システムキッチンなどの設備住宅に付帯する設備等にご利用いただけます。
フリーローン	結婚・旅行・電化製品のお買物など生活設計資金にご利用いただけますので、暮らしを彩るさまざまなプランにご利用いただけます。
ワイドカードローン	あらかじめ決められたお借入れ額の範囲内なら、ＪＡのＡＴＭでご自由に引き出しでき、何回でもご利用いただけます。急な出費の際の強い見方です。
農業資金	農機具の購入、パイプハウス建設など農業生産に関する資金にご利用いただけます。

為替業務

全国のＪＡをはじめ、全国の銀行・信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡ本支店の窓口から全国の金融機関へ安全・迅速・確実に振込、送金などができる為替のお取り扱いしています。
また、小切手や手形等のお取り立てもお取り扱いしています。

種　　類	特　　徴
振込・送金	当ＪＡの本支店はもとより全国の銀行等の本支店へ安全・確実・迅速にご送金いたします。お子様の学費の仕送りなどに大変便利です。
代金取立	手形・小切手などの保管と期日管理をお引き受けいたします。期日にお取り立てを行い口座にご入金いたします。
給与振込	毎月の給料やボーナスがお客様の口座に自動的に振り込まれ、支払日の朝からお受け取りいただけます。給料日が出張や休暇中でも安心です。

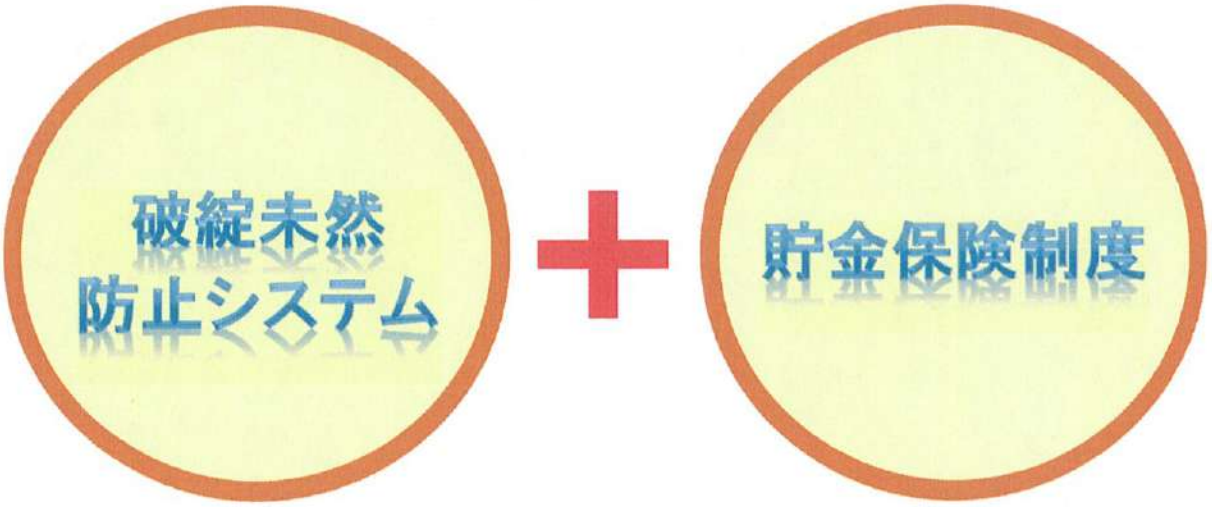
証券窓販業務

個人向け利付国庫債券（個人向け国債）、投資信託の窓口販売のお取り扱いをしております。

種　　類	特　　徴
国債	国が発行する信用力・安全性が極めて高い債券です。生活設計にあわせてお選びいただけます。
投資信託	投資信託のご購入資金は運用の専門家が債券や株式などの有価証券に分散投資し、これによって得た収益を分配金としてお返しするものです。したがって、基準価格が変動するので元本および分配金の保証はありません。

ＪＡバンク・セーフティネット

ＪＡバンクでは、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」により「ＪＡバンク・セーフティネット」を構築しています。
これにより、組合員・利用者の皆さまにより一層の安全をお届けしています。



ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡなどの経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。
具体的には次のとおりです。

① 個々のＪＡなどの経営状況についてチェック（モニタリング）を行い問題点を早期に発見。

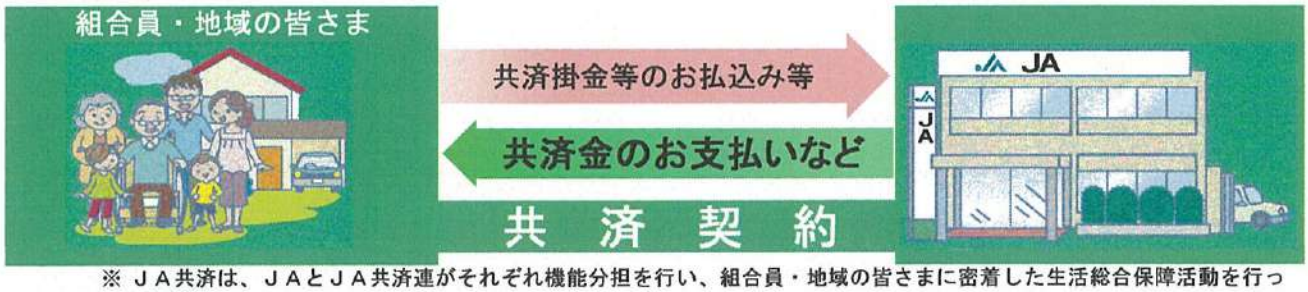
② 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善などを実施。

③ 全国のＪＡバンクが拠出した「Ｊ　Ａバンク支援基金」などを活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

「貯金保険制度」は、ＪＡ・信連・農林中金などが加入している、貯金者保護のための公的な制度です。
万が一、ＪＡが貯金などの払戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。
「貯金保険制度」による貯金者保護の仕組みは、銀行・信金・信組・労金などが加入している「預金保険制度」と基本的に同様の内容です。

2　共済事業

共済事業は、組合員・地域の皆さまの暮らしに潜むリスクに幅広く対応するため、「ひと」・「いえ」・「くるま」の総合保障を提供しています。
当ＪＡは暮らしのパートナーとして、ご利用者、皆様の一人ひとりのライフスタイルに合わせた人生設計に応えられる保障を提供することで、「安心」と「満足」をお届けいたします。



※ ＪＡ共済は、ＪＡとＪＡ共済連がそれぞれ機能分担を行い、組合員・地域の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



万一の保障、医療や介護、年金の保障で、ご家族やご自身のくらしをサポートします.

- 万一のときの家族の生活に備える
- 入院や手術に備える
- 教育資金や老後に備える

種　類	特　徴
終身共済	一生涯にわたる万一の保障を確保できます。 ニーズに合わせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
養老生命共済	万一に備えるとともに、資金形成ニーズにも応えることができます。
定期生命共済	お手頃な共済掛金で万一保障をしっかり準備できます。
生存給付特則付一時払終身共済	生前贈与の機能を備えた一生涯の万一保障です。加入のしやすさも魅力です。
こども共済	お子さま・お孫さまの教育資金を準備しつつ、万一のときにも備えられます。また、ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
医療共済	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れ、一生涯保障や先進医療保障などライフプランに合わせて自由に設計できます。
がん共済	がんによる入院・手術を保障します。がん診断時や、再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。 ニーズにあわせて、先進医療保障を加えることもできます。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられます。
特定重度疾病共済	三大疾病やその他生活習慣病などに備える保障です。

認知症共済	認知症を発症した際の経済的負担に備えるとともに、未然予防や早期発見をサポートする保障です。
介護共済	所定の要介護状態となったときの資金準備ができます。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
予定利率変動型年金共済	老後の生活資金に備えることができます。医師の審査なしの簡単な手続きで加入できます。 また、最低保障予定利率が設定されているので安心です。



火災のほか、地震などの自然災害から、大切な建物や家財をお守りします。

- 火災に備える
- 地震などの自然災害に備える
- 災害等によるケガに備える

種類	特徴
建物更生共済	火災はもちろん、台風や地震などの自然災害も幅広く保障します。 掛け捨てではありませんので、保障期間満了時に満期共済金をお支払いします。
火災共済	お住いの建物が火災によって損害を受けた時に保障します。



自動車事故のさまざまなリスクに、充実の保障とサービスでお応えします。

- 相手方への賠償に備える
- 事故によるケガ等に備える
- お車の修理に備える

種類	特徴
自動車共済	自動車事故による相手方への賠償保障はもちろんのこと、ご自身やご家族の乗車中や歩行中等の自動車事故による損害を保障。さらに、お車の損害や付随的に発生する諸費用まで幅広く保障するプランもあります。
自賠責共済	自動車の運行によって他人を死傷させたために、自動車の保有者または運転者が自賠法上の損害賠償責任を負った場合の損害を保障します。すべての自動車に契約することが義務づけられている強制共済（保険）です。



日常生活におけるさまざまなリスクに対応します。

- 他人を死亡または負傷させたときに備え
- 他人の財物に損害を与えたときに備え
- 生産物によって生じた賠償に備え

種　　類	特　　徴
個人賠償責任共済	住宅の管理上の不備・欠陥や、被共済者様が買物や旅行等の日常生活に起因する事故によって、他人を死亡・負傷させたり他人の財物に損害を与えたりした場合の損害賠償責任を保障する共済です。
一般賠償責任担保特約付賠償責任共済	店舗・賃貸住宅・観光農園・民宿の管理上の不備・欠陥や、その施設で行われる業務、また施設で製造・販売された物品の瑕疵によって、他人を死亡・負傷させたり他人の財物に損害を与えたりした場合の損害賠償責任を保障する共済です。
農業者賠償責任共済	日本国内で発生した農業に関する所定の事故によって他人を死亡・負傷させたり他人の財物に損害を与えたりした場合の損害賠償責任等の保障を行う共済です。

3　経済事業

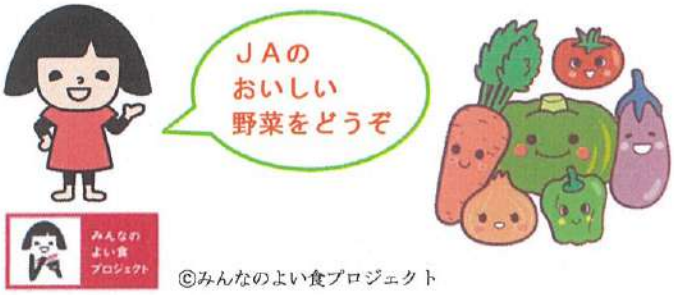
経済事業には、農業者が生産した新鮮な野菜などの農畜産物を消費者にお届けする「販売事業」と、農業に必要な資材や暮らしに必要なさまざまな生活用品を提供する「購買事業」があり、農業と地域の皆さまの暮らしを結ぶお手伝いをしています。

なお、農産物直売所４カ所（ファーマーズショップにりん草、ふれあいの里、とれたて村石神井、ファーマーズショップこぐれ村）にて、新鮮で安全・安心な地場農産物を販売しています。

販売事業

管内で生産された農産物を農業者に代わって販売しています。

生産者と消費者を結ぶ「架け橋」として、農業者の所得向上につなげるとともに、新鮮で安全・安心な地場農産物を消費者に届けています。



©みんなのよい食プロジェクト

購買事業

農業生産に必要な資材や暮らしに必要な生活用品等を組合員や地域の皆さまへ提供する事業です。計画的な仕入れにより、安価で良品質の商品を安定的に提供しています。



4　宅地等供給事業

組合員の皆さまからの資産に関わる相談を通じ、的確な対応ができるよう各事業部門と連携を図り、既存資産の保全対策等、事業体制の充実、組合員の事業や資産が後継者・担い手に円滑に継承されるよう相続対策の強化に取り組んでいます。

5　指導事業

営農指導はＪＡの最も重要な分野であり、付加価値の高い農産物の生産などによる組合員の所得向上を図り、行政機関とともに都市農業の振興に積極的に取り組んでいます。

- 営農相談をより専門的に、よりきめ細やかに対応するため営農指導･相談体制を充実し、地域ごと、また作目別に生産者の多様な要望に応え、情報提供に努めています。
- 生産者部会と連携を図り、農業の担い手の確保と育成、農用地の有効利用に取り組んでいます。
- 高齢化する組合員への対応や農業機械オペレーターの派遣を行い、安全な農作業の充実を図ります。

生活指導は、組合員やその家族、地域の皆さま方の心豊かな生活と安心して暮らせる地域づくりを支援するため、食農教育、生活文化、健康管理などの活動に取り組んでいます。

各種手数料

※ ここに掲載しました手数料は、令和6年4月1日現在のものです。また個々の取引内容により手数料が異なる場合や新たに付加される場合がありますので窓口でご確認ください。なお、金額には消費税を含んでおります。

内国為替手数料

		当農協本支店あて			他金融機関あて		
振込手数料	窓口扱	１万円未満	１件につき	１１０円	電信扱	１万円未満	１件につき	４４０円
		１万円以上３万円未満	１件につき	２２０円		１万円以上３万円未満	１件につき	５５０円
		３万円以上	１件につき	４４０円		３万円以上	１件につき	７７０円
		自店舗振込（金額に関わらず）	１件につき	１１０円	文書扱	１万円未満	１件につき	３３０円
						１万円以上３万円未満	１件につき	４４０円
						３万円以上	１件につき	６６０円
	ＡＴＭ扱	３万円未満	１件につき	１１０円	電信扱	１万円未満	１件につき	３３０円
		３万円以上	１件につき	３３０円		１万円以上３万円未満	１件につき	４４０円
		自店舗振込（金額に関わらず）	１件につき	無料		３万円以上	１件につき	６６０円
		※ＡＴＭ振込時、ＪＡバンクおよびＪＦマリンバンク以外のお客様は、別途ＡＴＭ手数料がかかります。			※ＡＴＭ振込時、ＪＡバンクおよびＪＦマリンバンク以外のお客様は、別途ＡＴＭ手数料がかかります。			
	インターネット扱	３万円未満	１件につき	１１０円	電信扱	３万円未満	１件につき	２２０円
		３万円以上	１件につき	２２０円		３万円以上	１件につき	３３０円
		自店舗振込（金額に関わらず）	１件につき	無料				
送金手数料		１件につき		４４０円	１件につき			６６０円
代金取引手数料		電子交換所取立				１件につき		９９０円
		個別取立				１件につき		１，１００円
その他の諸手数料		送金・振込の組戻料				１件につき		６６０円
		取立手形組戻手数料				１通につき		１，１００円
		取立手形店頭呈示手数料（ただし、１，０００円以上実費を要する場合はその実費分）				１通につき		１，１００円
		不渡手形返却手数料				１通につき		１，１００円
		離島回金手数料						無料

貯金関係

項目	内訳			金額
当座開設	一般口座			５５０円
	マル専口座			３，３００円
新規発行	キャッシュカード（ＩＣタイプ）			無料
再発行	通帳			５５０円
	キャッシュカード（ＩＣタイプ）			１，１００円
	証書			５５０円
残高証明書	１通につき			２２０円
小切手・手形用紙交付	当座小切手（５０枚）【パーソナル含む】			１，１００円
	自己宛小切手（１枚）			７７０円
	約束手形（２５枚）			８８０円
	為替手形（２０枚）			８８０円
	専用手形（１枚）			７７０円
口座振替	定時自動送金（１件あたり・１カ月毎）		自店舗	無料
			僚店舗	１１０円
			上記以外	５５円＋所定料金
	振替サービス（１件あたり・１カ月毎）		自店舗	無料
			僚店舗	１１０円
	校納金			２２０円
	登録振込（１件あたり）※給与振込を除く	登録時		５５円
		振込時	自店舗	無料
			僚店舗	１１０円
			上記以外	５５円＋所定料金
	給与振込		自店舗・僚店舗	無料
			上記以外	２２０円
法人ＪＡネットバンク月額基本手数料	照会／振込サービス　＊１			１，１００円
	データ伝送サービス　＊１（総合振込／給与・賞与）			１，１００円
貸金庫（年間）	小型			５，５００円
	中型			８，８００円
	大型			１１，０００円
	全自動	練馬春日町支店 赤塚支店 東大泉支店	中型	２６，４００円
			大型	３３，０００円
		石神井支店	中型	３０，８００円
			大型	３８，５００円
両替	１枚～１００枚			無料
	１０１枚～３００枚			１１０円
	３０１枚～５００枚			２２０円
	５０１枚以上			３３０円
その他手数料（調査費用）	マイクロフィルムからの交付		１年未満	３３０円
			１年以上１年ごと	３３０円
	上記以外		１０枚まで	３３０円
			１０枚超２枚ごと	２２円
個人情報開示等手数料	１件につき			１，１００円
国債窓販売口座管理手数料	平成１８年１２月より			無料
未利用口座管理手数料（年間）	令和３年１０月１日以降に開設の口座が対象　＊２			１，３２０円

＊１：振込手数料（インターネット扱い）が別途かかります。

＊２：対象貯金は普通貯金、貯蓄貯金、貯金残高が１万円以下でご利用が２年以上ない口座。

貸付関係

項目	内訳		金額
プロパーローン	新規実行（担保調査費用含む）　＊３		３３，０００円
	条件変更		１１，０００円
	繰上償還	一部繰上　＊４	３，３００円
		全額繰上	３３，０００円
住宅ローン（保証付）	新規実行（担保調査費用含む）		３３，０００円
	条件変更		１１，０００円
	繰上償還	一部繰上　＊４	３，３００円
		全額繰上	３３，０００円
小口ローン（保証付）	新規実行		無料
	条件変更		無料
	繰上償還	一部繰上　＊４	３，３００円
		全額繰上	３，３００円
貯金担保貸付	新規実行		無料
	条件変更		無料
	繰上償還	一部繰上　＊４	無料
		全額繰上	無料
カードローン開設			無料
ローンカード再発行			１，１００円
貸出関係証明書発行（１通につき）	残高証明書作成		２２０円
	支払利息残高証明書		２２０円
	住宅取得控除証明書		無料
	融資証明書		２２０円
	農協印鑑証明書発行		無料
	農協資格証明書発行		無料
貸出書類発行交付	証書貸付用紙交付		無料
	手形貸付用紙交付		無料

＊３：農業資金は無料
＊４：①ＪＡ住宅ローン（保証機関付）及び生活関連ローンのＪＡネットバンク扱いは無料
②約定返済後残高の９０％が１回あたりの返済上限です。（円未満切り捨て）
③１回あたりの返済下限額は１０，０００円です。

振込取引にかかるATM利用手数料

○振込手数料の他に、下記のＡＴＭ利用手数料がかかります。

提携金融機関等	平日 ８：４５～１８：００	土曜日 ９：００～１４：００	その他時間帯
ＪＡバンク・ ＪＦマリンバンク	無料	無料	無料
その他金融機関 （MICS提携※）	１１０円	２２０円	２２０円

※信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行、商工中金、ゆうちょ銀行のお客様は振込取引ができません。

出資金関係

項目	内訳	金額
残高証明書	１通につき	２２０円

貸借対照表

資産の部

（単位：千円）

科　　目	令和4年度	令和5年度
1．信用事業資産	520,915,048	510,634,105
（1）現金	1,276,415	1,246,397
（2）預金	322,723,275	307,210,952
系統預金	322,723,275	307,210,952
（3）有価証券	39,149,700	38,540,870
国債	19,154,300	17,733,770
地方債	801,090	761,490
政府保証債	470,250	454,800
社債	18,724,060	19,590,810
（4）貸出金	157,651,579	163,168,035
（5）その他の信用事業資産	1,065,194	1,116,605
未収収益	270,058	287,247
その他の資産	795,135	829,357
（6）貸倒引当金	△951,116	△648,755
2．共済事業資産	9,719	9,238
（1）その他の共済事業資産	9,719	9,238
3．経済事業資産	62,580	61,223
（1）経済事業未収金	32,128	26,629
（2）棚卸資産	24,664	23,814
購買品	18,297	16,992
その他の棚卸資産	6,366	6,822
（3）その他の経済事業資産	5,788	10,779
4．雑資産	2,187,588	2,164,022
（1）雑資産	2,187,588	2,164,022
5．固定資産	7,056,707	8,071,512
（1）有形固定資産	7,042,528	8,050,937
建物	5,443,296	6,291,530
機械装置	17,560	14,976
土地	4,040,689	4,040,689
建設仮勘定	431,870	151,890
その他の有形固定資産	1,232,160	1,384,687
減価償却累計額	△4,123,049	△3,832,836
（2）無形固定資産	14,179	20,575
無形固定資産	14,179	20,575
6．外部出資	18,958,000	19,087,970
（1）外部出資	18,958,000	19,087,970
系統出資	18,498,120	18,628,090
系統外出資	409,880	409,880
子会社等出資	50,000	50,000
7．繰延税金資産	1,807,732	2,132,429
資産の部合計	550,997,377	542,160,502

負債の部

（単位：千円）

科　　目	令和4年度	令和5年度
1．信用事業負債	511,339,568	503,011,368
（1）貯金	511,227,454	502,901,358
（2）その他の信用事業負債	112,113	110,010
未払費用	14,714	15,680
その他の負債	97,399	94,329
2．共済事業負債	757,634	761,119
（1）共済資金	376,651	379,083
（2）未経過共済付加収入	367,956	369,531
（3）その他の共済事業負債	13,026	12,504
3．経済事業負債	27,829	21,444
（1）経済事業未払金	27,741	21,359
（2）その他の経済事業負債	87	84
4．雑負債	1,229,635	1,083,857
（1）未払法人税等	129,604	37,692
（2）資産除去債務	152,051	147,068
（3）その他の負債	947,979	899,095
5．諸引当金	2,560,139	2,444,704
（1）賞与引当金	351,311	346,555
（2）退職給付引当金	1,722,571	1,759,051
（3）役員退職慰労引当金	35,158	46,095
（4）特例業務負担金引当金	333,724	293,003
（5）固定資産解体等引当金	117,372	－
負債の部合計	515,914,807	507,322,494

純資産の部

1．組合員資本	37,692,518	38,427,111
（1）出資金	2,112,632	2,091,987
（2）資本準備金	6,567	6,567
（3）利益剰余金	35,610,174	36,367,901
利益準備金	5,354,900	5,354,900
その他利益剰余金	30,255,274	31,013,001
事業基盤強化積立金	5,485,324	5,389,897
都市農業振興積立金	495,403	495,403
教育文化活動積立金	559,185	539,521
税効果会計調整積立金	727,860	765,772
特別積立金	21,590,000	21,690,000
当期未処分剰余金	1,397,499	2,132,407
（うち当期剰余金）	(374,833)	(1,028,494)
（4）処分未済持分	△36,856	△39,345
2．評価・換算差額等	△2,609,948	△3,589,103
（1）その他有価証券評価差額金	△2,609,948	△3,589,103
純資産の部合計	35,082,569	34,838,008
負債及び純資産の部合計	550,997,377	542,160,502

損益計算書

（単位：千円）

科　　目	令和4年度	令和5年度
1．事業総利益	4,909,999	5,411,962
事業収益	5,824,027	5,700,328
事業費用	914,028	288,366
（1）信用事業収益	4,289,045	3,945,552
資金運用収益	4,107,128	3,785,107
（うち預金利息）	(1,364,842)	(1,313,012)
（うち有価証券利息）	(276,350)	(304,463)
（うち貸出金利息）	(1,575,320)	(1,528,390)
（うちその他受入利息）	(890,615)	(639,242)
役務取引等収益	76,466	75,513
その他事業直接収益	1,505	4,406
その他経常収益	103,944	80,524
（2）信用事業費用	511,001	△77,819
資金調達費用	39,641	44,208
（うち貯金利息）	(39,364)	(44,039)
（うち給付補填備金繰入）	(273)	(158)
（うちその他支払利息）	(2)	(10)
役務取引等費用	16,184	16,558
その他事業直接費用	374,752	474
その他経常費用	80,423	△139,060
（うち貸倒引当金戻入益）	△106,460	△302,360
信用事業総利益	3,778,043	4,023,371
（3）共済事業収益	924,301	930,848
共済付加収入	874,254	886,179
その他の収益	50,047	44,668
（4）共済事業費用	25,798	26,901
共済推進費	9,853	11,378
共済保全費	929	818
その他の費用	15,015	14,704
共済事業総利益	898,503	903,946
（5）購買事業収益	274,732	228,830
購買品供給高	254,013	209,042
購買手数料	15,653	15,159
修理サービス料	503	607
その他の収益	4,562	4,021
（6）購買事業費用	233,676	182,261
購買品供給原価	215,510	175,932
その他の費用	18,165	6,328
購買事業総利益	41,055	46,568
（7）販売事業収益	152,770	161,966
販売品販売高	116,046	122,625
販売手数料	36,182	38,116
その他の収益	540	1,224
（8）販売事業費用	96,981	105,951
販売品販売原価	91,202	98,367
その他の費用	5,778	7,583
販売事業総利益	55,789	56,015

（単位：千円）

科　　目	令和4年度	令和5年度
（9）宅地等供給事業収益	152,604	396,724
（10）宅地等供給事業費用	2,409	4,529
宅地等供給事業総利益	150,195	392,194
（11）指導事業収入	30,573	36,405
（12）指導事業支出	44,161	46,541
指導事業収支差額	△13,588	△10,135
2．事業管理費	4,628,739	4,586,632
（1）人件費	3,281,586	3,089,847
（2）業務費	480,892	497,904
（3）諸税負担金	261,446	280,743
（4）施設費	573,344	655,759
（5）その他事業管理費	31,470	62,377
事業利益	281,259	825,329
3．事業外収益	387,709	395,526
（1）受取出資配当金	352,874	354,256
（2）賃貸料	3,662	11,603
（3）雑収入	31,171	29,667
4．事業外費用	4,221	5,026
（1）支払雑利息	3,788	3,461
（2）寄付金	305	307
（3）雑損失	128	1,258
経常利益	664,747	1,215,829
5．特別利益	－	39,049
（1）固定資産処分益	－	2,709
（2）耐震化促進助成金	－	36,340
6．特別損失	161,081	89,880
（1）固定資産処分損	43,708	89,880
（2）固定資産解体等引当金繰入	117,372	－
税引前当期利益	503,665	1,164,997
法人税・住民税及び事業税	201,661	102,251
法人税等調整額	△72,829	34,252
法人税等合計	128,831	136,503
当期剰余金	374,833	1,028,494
当期首繰越剰余金	984,042	967,101
事業基盤強化積立金取崩額	23,940	95,427
都市農業振興積立金取崩額	10,428	－
教育文化活動積立金取崩額	4,254	6,798
税効果会計調整積立金取崩額	－	34,585
当期未処分剰余金	1,397,499	2,132,407

注記表

◇ 令和5年度　（令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで）

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．評価基準及び評価方法

（１）有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

①子会社株式　：移動平均法による原価法

②その他有価証券

（イ）時価のあるもの　：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

（ロ）市場価格のない株式等　：移動平均法による原価法

（２）棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品　：移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産　：買取販売品：移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
買取販売品以外：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

（２）無形固定資産

定額法を採用しています。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

（２）賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

（３）退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。
②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。
過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

（４）役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

（５）特例業務負担金引当金
農林漁業団体職員共済組合に納付する特例業務負担金の支出に充てるため、当ＪＡが負担する将来見込額に基づき計上しています。

４．収益及び費用の計上基準
当ＪＡの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業
組合員が生産した農産物を当ＪＡが直売所等で販売する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③宅地等供給事業
組合員等の委託に基づき行う宅地等の売買の仲介業務、建物建築・補改修補助業務によるものであり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、当事者間において宅地等物件の引き渡しが完了した時点において充足されると判断し、物件の引き渡し時点で収益を認識しています。

④指導事業
組合員の営農・生活にかかる各種相談・研修サービスを提供する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

５．消費税及び地方消費税の会計処理の方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、５年間で均等償却を行っています。

６．計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示しています。

７．その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
（１）事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法
当ＪＡは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺消去を行っています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

（２）当ＪＡが代理人として関与する取引の損益計算書の表示方法

購買事業収益のうち、当ＪＡが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当ＪＡが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

Ⅱ．会計上の見積りに関する注記

１．貸倒引当金

（１）当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金　　648,755 千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。

（２）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

２．繰延税金資産の回収可能性

（１）当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　2,135,678 千円（繰延税金負債との相殺前）

（２）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。

しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境及び当ＪＡの経営状況の影響を受ける可能性があり、今後の課税所得の推移状況によって、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

３．固定資産の減損

（１）当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

（２）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画及び過去の税引前利益の実績を基礎としており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出することとしています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び当ＪＡの経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1．資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産及び無形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は447,206千円であり、その内訳は次のとおりです。

（単位：千円）

種類		圧縮記帳額
有形固定資産	建物	165,255
	機械装置	973
	土地	275,614
	その他の有形固定資産	1,705
	（車両運搬具）	(221)
	（器具備品）	(1,484)
無形固定資産	ソフトウェア	3,657
合計		447,206

2．担保に供している資産

定期預金4,000,000千円を為替決済の担保として、また、定期預金3,000千円を公金事務取扱に係る担保として差し入れています。

3．子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債務の総額　　1,963,372千円

4．役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額　　1,932,746千円

5．債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（ⅰ）から（ⅳ）までに掲げるものの額及びその合計額

債権の合計額及びその内訳は次のとおりです。なお、下記の債権額は貸倒引当金控除前の金額です。

項目	定義	金額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債権者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。	715,318千円
危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。	172,228千円
三月以上延滞債権	元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。	-千円
貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。	-千円
合計		887,547千円

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

1．子会社等との取引高の総額

項目	総額	内訳	
(1) 子会社等との取引による収益総額	7,817千円	うち事業取引高	4,817千円
		うち事業取引以外の取引高	3,000千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	985千円	うち事業取引高	985千円

Ⅴ. 金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当ＪＡは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当ＪＡが保有する金融資産は、主として当ＪＡ管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭ等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当ＪＡで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当ＪＡにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当ＪＡでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.39%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,892,753千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

（１）金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預金	307,210,952	306,997,938	△ 213,014
有価証券			
その他有価証券	38,540,870	38,540,870	－
貸出金	163,168,035		
貸倒引当金(*1)	△ 648,755		
貸倒引当金控除後	162,519,280	163,328,485	809,205
資　産　計	508,271,102	508,867,294	596,191
貯金	502,901,358	502,669,565	△ 231,792
負　債　計	502,901,358	502,669,565	△ 231,792

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（２）金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OIS）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は日本証券業協会公表の売買参考統計値によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	19,087,970

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	307,210,952	－	－	－	－	－
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	－	－	－	200,000	－	43,900,000
貸出金(*1,2)	11,494,128	9,981,119	10,549,169	12,282,507	8,912,579	107,690,541
合　計	318,705,080	9,981,119	10,549,169	12,482,507	8,912,579	151,590,541

(*1) 貸出金のうち、当座貸越80,212千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件2,257,990千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	487,551,346	7,038,953	6,553,216	917,305	840,536	－
合　計	487,551,346	7,038,953	6,553,216	917,305	840,536	－

(*1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅵ. 有価証券に関する注記

1．有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	政府保証債	－	－	－
	社債	300,850	300,000	850
	小　計	300,850	300,000	850
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	17,733,770	20,056,293	△2,322,523
	地方債	761,490	900,000	△138,510
	政府保証債	454,800	500,000	△45,200
	社債	19,289,960	21,743,585	△2,453,625
	小　計	38,240,020	43,199,879	△4,959,859
合　計		38,540,870	43,499,879	△4,959,009

2．当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

	売却額	売却益	売却損
国債	496,375	4,406	－
社債	99,526	－	474
合　計	595,901	4,406	474

Ⅶ. 退職給付に関する注記

1．退職給付に係る注記

（1）採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による「退職金共済制度」を採用しています。

（2）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

期首における退職給付債務	3,329,190
勤務費用	196,704
利息費用	－
数理計算上の差異の発生額	△ 61,390
退職給付の支払額	△ 205,648
期末における退職給付債務	3,258,856

（3）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

期首における年金資産	1,511,455
特定退職金共済制度期待運用収益	10,580
数理計算上の差異の発生額	127
特定退職金共済制度への拠出金	99,835
退職給付の支払額	△ 116,906
期末における年金資産	1,505,091

（4）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

退職給付債務	3,258,856
特定退職金共済制度	△ 1,505,091
未積立退職給付債務	1,753,764
未認識過去勤務費用	96,300
未認識数理計算上の差異	△ 91,013
貸借対照表計上額純額	1,759,051
退職給付引当金	1,759,051

（5）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

勤務費用	196,704
利息費用	－
特定退職金共済制度期待運用収益	△ 10,580
数理計算上の差異の費用処理額	49,633
過去勤務費用の費用処理額	△ 10,700
小計	225,057
子会社出向職員にかかる子会社負担額	△ 11,400
合計	213,657

（6）年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	63.0 %
年金保険投資	28.0 %
現金及び預金	4.0 %
その他	5.0 %
合計	100.0 %

（7）長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

（8）割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00 %
長期期待運用収益率 特定退職金共済制度期待運用収益率	0.70 %

2．特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、当事業年度において特例業務負担金34,078千円を拠出しています。

なお、令和6年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、293,003千円となっています。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

（単位：千円）

繰延税金資産		
	貸倒引当金	45,677
	賞与引当金	96,758
	退職給付引当金	491,127
	役員退職慰労引当金	12,869
	資産除去債務	41,061
	未払法人事業税及び未払特別法人事業税	6,233
	未払法人事業所税	2,115
	固定資産減損損失	12,935
	業務外固定資産評価損	78,612
	特例業務負担金引当金	81,806
	減価償却費限度超過額	44,069
	有価証券評価損	104,630
	その他有価証券評価差額金（評価損）	1,384,555
	その他	33,903
	繰延税金資産小計	2,436,356
	評価性引当額	△ 300,677
	繰延税金資産合計（A）	2,135,678
繰延税金負債		
	有形固定資産（資産除去債務）	△3,249
	繰延税金負債合計（B）	△3,249
繰延税金資産の純額（A）＋（B）		2,132,429

２．法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率		27.92 %
調整	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.45 %
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.20 %
	住民税均等割等	0.23 %
	評価性引当額の増減	△ 7.26 %
	事業分量配当金	△ 5.64 %
	その他	0.22 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率		11.71 %

Ⅸ. 収益認識に関する注記

「Ⅰ.重要な会計方針に係る事項に関する注記」における「４．収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

Ⅹ. その他の注記

１．資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（１）当該資産除去債務の概要

当ＪＡが所有する建物の一部に有害物質が使用されていることから、その有害物質を除去する義務に関して、当該除去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しています。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は14年～33年、割引率は1.277%～2.250%を採用しています。

（３）当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
期首残高	152,051
時の経過による調整額	1,448
資産除去債務の履行による減少額	△ 6,431
期末残高	147,068

２．貸借対照表に計上していない資産除去債務

当ＪＡは、支店等の事業用資産に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該支店等の事業用資産は当ＪＡが事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行なわれる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

◇ 令和4年度　（令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで）

Ⅰ.重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．評価基準及び評価方法

（１）有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

①子会社株式　：移動平均法による原価法

②その他有価証券

（イ）時価のあるもの　：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

（ロ）市場価格のない株式等　：移動平均法による原価法

（２）棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品　：移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産　：買取販売品：移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
買取販売品以外：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

（２）無形固定資産

定額法を採用しています。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

（２）賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

（３）退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。
②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。
過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

（４）役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
（５）特例業務負担金引当金
農林漁業団体職員共済組合に納付する特例業務負担金の支出に充てるため、当ＪＡが負担する将来見込額に基づき計上しています。

（６）固定資産解体等引当金
店舗（建物）解体等を目的とした支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しています。

４．収益及び費用の計上基準

当ＪＡの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①　購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②　販売事業
組合員が生産した農産物を当ＪＡが直売所等で販売する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③　宅地等供給事業
組合員等の委託に基づき行なう宅地等の売買の仲介業務、建物建築・捕改修補助業務によるものであり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、当事者間において宅地等物件の引き渡しが完了した時点において充足されると判断し、物件の引き渡し時点で収益を認識しています。

④　指導事業
組合員の営農・生活にかかる各種相談・研修サービスを提供する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

５．消費税及び地方消費税の会計処理の方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、５年間で均等償却を行なっています。

６．計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示しています。

7．その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

（1）事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当ＪＡは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺消去を行なっています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

（2）当ＪＡが代理人として関与する取引の損益計算書の表示方法

購買事業収益のうち、当ＪＡが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当ＪＡが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

Ⅱ．会計方針の変更に関する注記

1．時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年6月17日改正以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ．会計上の見積りに関する注記

1．貸倒引当金

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金　　951,116 千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。

（2）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2．繰延税金資産の回収可能性

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　1,811,314 千円（繰延税金負債との相殺前）

（2）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。

しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境及び当ＪＡの経営状況の影響を受けることから、今後の課税所得の推移状況によって、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により法定実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

3．固定資産の減損

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

（2）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画及び過去の税引前利益の実績を基礎としており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出することとしています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び当ＪＡの経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

１．資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産及び無形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は447,548千円であり、その内訳は次のとおりです。

（単位：千円）

種類		圧縮記帳額
有形固定資産	建物	165,255
	機械装置	973
	土地	275,614
	その他の有形固定資産	2,047
	（車両運搬具）	(221)
	（器具備品）	(1,826)
無形固定資産	ソフトウェア	3,657
合計		447,548

２．担保に供している資産

定期預金4,000,000千円を為替決済の担保として、また、定期預金3,000千円を公金事務取扱に係る担保として差し入れています。

３．子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債務の総額　　2,008,721千円

４．役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額　　2,226,254千円

５．債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（２）（ｉ）から（ⅳ）までに掲げるものの額及びその合計額

債権の合計額及びその内訳は次のとおりです。なお、下記の債権額は貸倒引当金控除前の金額です。

項目	定義	金額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債権者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。	1,071,942千円
危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。	839,946千円
三月以上延滞債権	元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。	-千円
貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なった貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。	-千円
合計		1,911,888千円

Ⅴ. 損益計算書に関する注記

１．子会社等との取引高の総額

項　　目	総　　額	内　　訳	
(1) 子会社等との取引による収益総額	9,056千円	うち事業取引高	6,056千円
		うち事業取引以外の取引高	3,000千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	1,166千円	うち事業取引高	1,166千円

Ⅵ. 金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当ＪＡは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行なっています。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当ＪＡが保有する金融資産は、主として当ＪＡ管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行なっています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行なうとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行なっています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行なっており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭ等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行なっています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行なっています。運用部門が行なった取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行なっているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行ない経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当ＪＡで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当ＪＡにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当ＪＡでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.08%上昇したものと想定した場合には、経済価値が448,658千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行なう上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行なっています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

（１）金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	322,723,275	322,675,974	△47,300
有価証券			
その他有価証券	39,149,700	39,149,700	－
貸出金	157,651,579		
貸倒引当金(*1)	△ 951,116		
貸倒引当金控除後	156,700,463	157,850,964	1,150,500
資産計	518,573,438	519,676,638	1,103,199
貯金	511,227,454	511,184,574	△42,879
負債計	511,227,454	511,184,574	△42,879

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（２）金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OIS）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は日本証券業協会公表の売買参考統計値によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

（３）市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(１)の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資	18,958,000

（４）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	322,723,275	－	－	－	－	－
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	－	－	－	－	300,000	43,100,000
貸出金(*1,2)	12,003,300	10,043,190	10,813,764	9,283,956	9,863,510	103,461,875
合　計	334,726,575	10,043,190	10,813,764	9,283,956	10,163,510	146,561,875

(＊1) 貸出金のうち、当座貸越86,052千円については「１年以内」に含めています。また、期限のない場合は「５年超」に含めています。

(＊2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件2,181,980千円は償還日が特定できないため、含めていません。

（５）有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	498,895,256	7,977,326	2,672,389	706,242	976,240	－
合　計	498,895,256	7,977,326	2,672,389	706,242	976,240	－

(＊1)貯金のうち、要求払貯金については「１年以内」に含めています。

Ⅶ. 有価証券に関する注記

１．有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

		貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	政府保証債	－	－	－
	社債	－	－	－
	小　計	－	－	－
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	19,154,300	20,534,448	△1,380,148
	地方債	801,090	900,000	△98,910
	政府保証債	470,250	500,000	△29,750
	社債	18,724,060	20,836,157	△2,112,097
	小　計	39,149,700	42,770,605	△3,620,905
合　計		39,149,700	42,770,605	△3,620,905

２．当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

	売却額	売却益	売却損
地方債	200,000	－	－
社債	2,900,778	1,505	－
合　計	3,100,778	1,505	－

3．当事業年度中において、減損処理を行なった有価証券

当事業年度中において、その他有価証券の社債374,752千円の減損処理を行なっています。時価のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表時価額とするとともに、当該差額を減損処理しています。

なお、減損処理にあたっては、当事業年度末における時価が取得原価又は償却原価に比べ50％以上下落した場合には全て減損処理を行ない、30％以上50％未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行なっています。

Ⅷ. 退職給付に関する注記

1．退職給付に係る注記

（1）採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による「退職金共済制度」を採用しています。

（2）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

期首における退職給付債務	3,395,711
勤務費用	217,545
利息費用	－
数理計算上の差異の発生額	49,550
退職給付の支払額	△ 226,616
過去勤務費用の発生額	△ 107,000
期末における退職給付債務	3,329,190

（3）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

期首における年金資産	1,532,416
特定退職金共済制度期待運用収益	9,960
数理計算上の差異の発生額	111
特定退職金共済制度への拠出金	83,769
退職給付の支払額	△ 114,803
期末における年金資産	1,511,455

（4）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

退職給付債務	3,329,190
特定退職金共済制度	△ 1,511,455
未積立退職給付債務	1,817,735
未認識過去勤務費用	107,000
未認識数理計算上の差異	△ 202,164
貸借対照表計上額純額	1,722,571
退職給付引当金	1,722,571

（5）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

勤務費用	217,545
利息費用	－
特定退職金共済制度期待運用収益	△ 9,960
数理計算上の差異の費用処理額	64,520
小計	272,105
子会社出向職員にかかる子会社負担額	△ 10,088
合計	262,017

（6）年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	63.0 %
年金保険投資	28.0 %
現金及び預金	5.0 %
その他	4.0 %
合計	100.0 %

（7）長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

（8）割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00 %
長期期待運用収益率 特定退職金共済制度期待運用収益率	0.65 %

2．特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行なう特例年金等の業務に要する費用に充てるため、当事業年度において特例業務負担金34,394千円を拠出しています。

なお、令和5年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、333,724千円となっています。

Ⅸ. 税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

（単位：千円）

繰延税金資産		
	貸倒引当金	132,000
	賞与引当金	98,086
	退職給付引当金	480,941
	役員退職慰労引当金	9,816
	固定資産解体等引当金	32,770
	資産除去債務	42,452
	未払法人事業税及び未払特別法人事業税	12,885
	未払法人事業所税	2,286
	固定資産減損損失	12,935
	業務外固定資産評価損	78,612
	特例業務負担金引当金	93,175
	減価償却費限度超過額	40,943
	有価証券評価損	104,630
	その他有価証券評価差額金（評価損）	1,010,956
	その他	29,496
	繰延税金資産小計	2,181,991
	評価性引当額	△ 370,676
	繰延税金資産合計（A）	1,811,314
繰延税金負債		
	有形固定資産（資産除去債務）	△3,582
	繰延税金負債合計（B）	△3,582
繰延税金資産の純額（A）＋（B）		1,807,732

２．法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率		27.92 %
調整	交際費等永久に損金に算入されない項目	3.78 %
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 11.99 %
	住民税均等割等	0.53 %
	評価性引当額の増減	16.45 %
	事業分量配当金	△ 10.42 %
	その他	△ 0.70 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率		25.57 %

X. 収益認識に関する注記

「Ⅰ.重要な会計方針に係る事項に関する注記」における「４．収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

XI. その他の注記

１．資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（１）当該資産除去債務の概要

当ＪＡが所有する建物の一部に有害物質が使用されていることから、その有害物質を除去する義務に関して、当該除去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しています。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は14年～33年、割引率は1.277%～2.250%を採用しています。

（３）当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
期首残高	161,911
時の経過による調整額	1,417
資産除去債務の履行による減少額	△ 11,276
期末残高	152,051

２．貸借対照表に計上していない資産除去債務

当ＪＡは、支店等の事業用資産に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該支店等の事業用資産は当ＪＡが事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行なわれる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

剰余金処分計算書

（単位：千円）

科目	令和4年度 令和5年6月27日総代会承認	令和5年度 令和6年6月27日総代会承認
当期未処分剰余金（A）	1,397,499	2,132,407
任意積立金取崩額（B）	12,865	－
（教育文化活動積立金取崩額）	（ 12,865 ）	－
剰余金処分額（C）	443,264	1,146,557
任意積立金	172,496	850,000
事業基盤強化積立金	（ － ）	（ － ）
都市農業振興積立金	（ － ）	（ － ）
税効果積立調整積立金	（ 72,496 ）	（ － ）
教育文化活動積立金	（ － ）	（ － ）
特別積立金	（ 100,000 ）	（ 850,000 ）
出資配当金	82,741	60,917
（出資配当率）	（ 4.00% ）	（ 3.00% ）
事業分量配当金	188,025	235,640
次期繰越剰余金（A+B−C）	967,101	985,849

注１　事業分量配当金の基準は以下のとおりです。

（単位：千円）

事業区分		令和4年度		令和5年度	
		配当基準	配当金額	配当基準	配当金額
信用	貯金	当座性貯金の平均残高に対し、年0.02%の割合です。ただし、決済用貯金は除きます。 定期性貯金の平均残高に対し、年0.07%の割合です。ただし、特別金利適用分は除きます。	158,839	当座性貯金の平均残高に対し、年0.02%の割合です。ただし、決済用貯金は除きます。 定期性貯金の平均残高に対し、年0.10%の割合です。ただし、特別金利適用分は除きます。	206,844
	貸出	貸出金の受取利息に対し、年5.0%の割合です。ただし、貸出金利 年1.03%未満は除きます。	29,185	貸出金の受取利息に対し、年5.0%の割合です。ただし、貸出金利 年0.95%未満は除きます。	28,796
事業分量配当金合計			188,025		235,640

注２　次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

（単位：千円）

項目	令和4年度	令和5年度
繰越額	19,000	52,000

部門別損益計算書

◇ 令和5年度

（単位：千円）

区分		合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	5,700,328	3,945,552	930,848	306,413	481,108	36,405	
	②	288,366	△77,819	26,901	221,002	71,740	46,541	
事業総利益（①－②）	③	5,411,962	4,023,371	903,946	85,411	409,367	△10,135	
事業管理費	④	4,586,632	2,925,403	730,314	450,485	246,488	233,941	
（うち減価償却費）	⑤	343,755	239,095	40,713	29,374	22,191	12,380	
（うち人件費）	⑤'	(3,089,847)	(1,836,630)	(460,701)	(224,987)	(376,530)	(190,997)	
※うち共通管理費	⑥		677,618	137,753	72,735	70,292	36,926	△995,327
（うち減価償却費）	⑦		(179,111)	(36,411)	(19,225)	(18,580)	(9,760)	△263,090
（うち人件費）	⑦'		(717,605)	(145,882)	(77,027)	(74,440)	(39,105)	△1,054,062
事業利益（③－④）	⑧	825,329	1,097,968	173,632	△365,074	162,879	△244,076	
事業外収益	⑨	395,526	309,139	60,310	12,034	9,559	4,481	
※うち共通分	⑩		80,261	16,316	8,615	8,325	4,373	△117,893
事業外費用	⑪	5,026	3,417	693	373	355	185	
※うち共通分	⑫		3,410	693	366	353	185	△5,010
経常利益（⑧＋⑨－⑪）	⑬	1,215,829	1,403,690	233,250	△353,413	172,083	△239,781	
特別利益	⑭	39,049	27,449	5,029	2,655	2,566	1,348	
※うち共通分	⑮		24,740	5,029	2,655	2,566	1,348	△36,340
特別損失	⑯	89,880	62,168	11,726	6,859	5,983	3,143	
※うち共通分	⑰		57,682	11,726	6,191	5,983	3,143	△84,726
税引前当期利益（⑬＋⑭－⑯）	⑱	1,164,997	1,368,971	226,553	△357,617	168,666	△241,576	
営農指導事業分配賦額	⑲		170,987	34,666	19,060	16,862	△241,576	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益（⑱－⑲）	⑳	1,164,997	1,197,984	191,887	△376,677	151,804		

※　⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

（注）

1．「農業関連事業」とは生産資材購買・販売の事業を指します。
　「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給等の事業を指します。

2．共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

（1）共通管理費等
　（人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割）の平均値

（2）営農指導事業
　同上（営農指導部門を除く）

3．配賦割合（上記２の配賦基準で算出した配賦の割合）

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	68.09%	13.84%	7.30%	7.06%	3.71%	100.00%
営農指導事業	70.78%	14.35%	7.89%	6.98%		100.00%

◇ 令和4年度

（単位：千円）

区分		合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	5,824,027	4,289,045	924,301	334,934	245,172	30,573	
事業費用	②	914,028	511,001	25,798	252,173	80,893	44,161	
事業総利益（①－②）	③	4,909,999	3,778,043	898,503	82,760	164,279	△13,588	
事業管理費	④	4,628,739	2,965,949	764,617	459,057	220,661	218,453	
（うち減価償却費）	⑤	318,755	223,861	38,587	28,651	16,464	11,190	
（うち人件費）	⑤'	(3,281,586)	(1,976,509)	(494,214)	(247,930)	(366,190)	(196,740)	
※うち共通管理費	⑥		686,069	143,533	76,732	54,540	35,883	△996,758
（うち減価償却費）	⑦		(163,877)	(34,285)	(18,328)	(13,027)	(8,571)	△238,090
（うち人件費）	⑦'		(857,485)	(179,395)	(95,904)	(68,167)	(44,848)	△1,245,801
事業利益（③－④）	⑧	281,259	812,094	133,885	△376,296	△56,382	△232,042	
事業外収益	⑨	387,709	304,293	60,118	12,189	7,129	3,977	
※うち共通分⑩	⑩		76,042	15,908	8,504	6,045	3,977	△110,478
事業外費用	⑪	4,221	2,916	599	323	227	153	
※うち共通分	⑫		2,866	599	320	227	149	△4,165
経常利益（⑧＋⑨－⑪）	⑬	664,747	1,113,471	193,404	△364,430	△49,480	△228,218	
特別利益	⑭	－	－	－	－	－	－	
※うち共通分	⑮		－	－	－	－	－	－
特別損失	⑯	161,081	111,658	22,832	12,206	8,676	5,708	
※うち共通分	⑰		109,137	22,832	12,206	8,676	5,708	△158,560
税引前当期利益（⑬＋⑭－⑯）	⑱	503,665	1,001,813	170,571	△376,636	△58,156	△233,926	
営農指導事業分配賦額	⑲		167,351	34,831	19,322	12,421	△233,926	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益（⑱－⑲）	⑳	503,665	834,462	135,740	△395,958	△70,578		

※　⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

（注）

1．「農業関連事業」とは生産資材購買・販売の事業を指します。
　「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給等の事業を指します。

2．共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

（1）共通管理費等
　（人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割）の平均値

（2）営農指導事業
　同上（営農指導部門を除く）

3．配賦割合（上記2の配賦基準で算出した配賦の割合）

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	68.84%	14.40%	7.69%	5.47%	3.60%	100.00%
営農指導事業	71.54%	14.89%	8.26%	5.31%		100.00%

会計監査人の監査

令和4年度及び令和5年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の２第３項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

損益の状況

最近の５事業年度の主要な経営指標

（単位：百万円、口、人）

項　　目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益(事業収益)	6,063	5,833	5,759	5,824	5,700
信用事業収益	4,310	4,171	4,359	4,289	3,945
共済事業収益	1,043	989	970	924	930
購買事業収益	343	419	241	274	228
販売事業収益	191	166	168	152	161
その他事業収益	173	87	19	183	433
経常利益	1,227	1,192	1,043	664	1,215
当期剰余金	1,026	989	819	374	1,028
出資金	2,224	2,198	2,159	2,112	2,091
(出資口数)	(2,224,816)	(2,198,298)	(2,159,542)	(2,112,632)	(2,091,987)
純資産額	36,426	36,829	36,865	35,082	34,838
総資産額	553,302	551,140	550,970	550,997	542,160
貯金等残高	512,453	509,957	509,512	511,227	502,901
貸出金残高	145,594	149,650	155,464	157,651	163,168
有価証券残高	30,571	32,370	39,669	39,149	38,540
剰余金配当金額	317	272	263	270	296
出資配当額	65	64	63	82	60
事業利用分量配当額	251	207	200	188	235
職員数	375	378	378	372	374
単体自己資本比率	16.86%	17.08%	16.83%	16.52%	16.40%

注　1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取扱は行っておりません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しております。

直近の２事業年度における事業の状況を示す指標

利益総括表

（単位：千円）

項　　目	令和4年度	令和5年度	増 減
資金運用収益	4,107,128	3,785,107	△322,021
役務取引等収益	76,466	75,513	△953
その他事業直接収益	1,505	4,406	2,901
その他経常収益	103,944	80,524	△23,420
計	**4,289,045**	**3,945,552**	**△343,493**
資金調達費用	39,641	44,208	4,567
役務取引等費用	16,184	16,558	374
その他事業直接費用	374,752	474	△374,278
その他経常費用	80,423	△139,060	△219,483
計	**511,001**	**△77,819**	**△588,820**
資金運用収支	4,067,487	3,740,899	△326,588
役務取引等収支	60,282	58,954	△1,328
その他信用事業収支	△349,726	223,517	573,243
信用事業粗利益	3,754,522	3,803,786	49,264
（信用事業粗利益率）	0.71%	0.72%	0.01%
事業粗利益	5,223,162	5,525,336	302,174
（事業粗利益率）	0.94%	1.01%	0.07%
事業純益	594,423	938,703	344,280
実質事業純益	594,423	938,703	344,280
コア事業純益	967,670	934,771	△32,899
コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）	967,670	934,771	△32,899

注：信用事業粗利益＝信用事業収益（その他経常収益を除く。）－信用事業費用（その他経常費用を除く。）＋金銭の信託運用見合費用

信用事業粗利益率＝信用事業粗利益÷信用事業資産平均残高×１００

事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益＋信用事業に係るその他経常費用

＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取出資配当金＋金銭の信託運用見合費用

事業粗利益率の計算式を「事業総利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×１００」から「事業粗利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×１００」に変更しています。

事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額（全事業合計。全事業合計で一般貸倒引当金戻入益となる場合は

して計算しています。）

実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額（全事業合計。全事業合計で一般貸倒引当金戻入益となる場合は「0」として計算しています。）

コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益

コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）＝コア事業純益－投資信託解約損益

資金運用収支の内訳

（単位：百万円）

項目	令和4年度			令和5年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	521,262	4,108	0.78%	522,356	3,789	0.73%
うち預金	324,512	2,255	0.69%	317,298	1,952	0.61%
うち有価証券	42,184	276	0.65%	43,500	304	0.70%
うち貸出金	154,564	1,575	1.01%	161,557	1,528	0.95%
資金調達勘定	509,479	39	0.00%	511,780	44	0.01%
うち貯金・定期積金	509,479	39	0.00%	511,780	44	0.01%
うち譲渡性貯金	－	－		－	－	
うち借入金	－	－		－	－	
総資金利ざや			0.20%			0.15%

注　1.　総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）
　　2.　資金運用勘定の利息欄の預金には、東京都信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

受取・支払利息の増減額

（単位：百万円）

項目	令和4年度増減額	令和5年度増減額
受取利息	162	△322
うち貸出金	△68	△46
うち商品有価証券	－	－
うち有価証券	105	28
うちコールローン	－	－
うち買入手形	－	－
うち預金	124	△303
支払利息	△4	4
うち貯金・定期積金	△4	4
うち譲渡性貯金	－	－
うち借入金	－	－
差し引き	166	△326

注　1.　増減額は前年度対比です。
　　2.　受取利息の預金には、東京都信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

信用事業

貯金

1　科目別・貯金平均残高

（単位：百万円）

種　　類	令和4年度		令和5年度		増 減
流動性貯金	231,731	(45.4%)	244,223	(47.7%)	12,492
定期性貯金	276,890	(54.3%)	266,736	(52.1%)	△10,153
その他の貯金	857	(0.1%)	825	(0.1%)	△31
計	509,479	(100.0%)	511,786	(100.0%)	2,307
譲渡性貯金	－	(0.0%)	－	(0.0%)	－
合　　計	509,479	(100.0%)	511,786	(100.0%)	2,307

注　1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
　　2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
　　3. （　）内は構成比

2　定期貯金残高

（単位：百万円）

種　　類	令和4年度		令和5年度		増 減
定期貯金	271,819	(98.9%)	248,280	(98.9%)	△23,538
うち固定金利定期	271,817	(99.9%)	248,279	(99.9%)	△23,538
うち変動金利定期	1	(0.0%)	1	(0.0%)	－

注　1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
　　2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
　　3. （　）内は構成比

3　財形貯蓄残高

（単位：百万円）

種　　類	令和4年度	令和5年度	増 減
財形貯蓄残高	6	6	－

貸出金

1　科目別・貸出金平均残高

（単位：百万円）

種類	令和4年度	令和5年度	増減
手形貸付金	－（0.0%）	－（0.0%）	－
証書貸付金	154,509（99.9%）	161,500（99.9%）	6,991
当座貸越	90（0.0%）	84（0.0%）	△6
制度資金貸付金	－（0.0%）	－（0.0%）	－
金融機関貸付金	－（0.0%）	－（0.0%）	－
割引手形	－（0.0%）	－（0.0%）	－
合計	154,600（100.0%）	161,584（100.0%）	6,984

（　）内は構成比

2　業種別の貸出金残高

（単位：百万円）

種類	令和4年度	令和5年度	増減
農業	1,488（0.9%）	1,369（0.8%）	△118
林業	－（0.0%）	－（0.0%）	－
水産業	－（0.0%）	－（0.0%）	－
製造業	391（0.2%）	366（0.2%）	△24
鉱業	3（0.0%）	2（0.0%）	－
建設・不動産業	93,884（59.5%）	109,145（66.8%）	15,261
電気・ガス・熱供給水道業	64（0.0%）	350（0.2%）	286
運輸・通信業	561（0.3%）	565（0.3%）	3
金融・保険業	463（0.2%）	434（0.2%）	△28
卸売・小売業・ｻｰﾋﾞｽ業・飲食業	8,090（5.0%）	7,372（4.5%）	△717
地方公共団体	－（0.0%）	－（0.0%）	－
非営利法人	－（0.0%）	－（0.0%）	－
その他	52,703（33.4%）	43,558（26.6%）	△9,144
合計	157,651（100.0%）	163,168（100.0%）	5,516

（　）内は構成比

3　貸出金の担保別内訳残高

（単位：百万円）

種類	令和4年度	令和5年度	増減
貯金・定期積金等	2,925	3,066	141
有価証券	－	－	－
動産	－	－	－
不動産	147,008	150,568	3,559
その他担保物	－	－	－
小計	149,934	153,635	3,700
農業信用基金協会保証	379	393	13
その他保証	469	443	△26
小計	849	836	△13
信用	6,867	8,696	1,828
合計	157,651	163,168	5,516

4　貸出金の金利条件別内訳残高

（単位：百万円）

種類	令和4年度	令和5年度	増減
固定金利貸出	56,862（36.0%）	52,867（32.3%）	△3,944
変動金利貸出	100,788（63.9%）	110,300（67.5%）	9,511
合計	157,651（100.0%）	163,168（100.0%）	5,516

（　）内は構成比

5　貸出金の使途別内訳残高

（単位：百万円）

種類	令和4年度	令和5年度	増減
運転資金	941（0.5%）	896（0.5%）	△44
設備資金	127,730（80.9%）	131,655（80.6%）	3,924
生活資金	24,712（15.6%）	24,304（14.8%）	△407
その他	4,265（2.7%）	6,310（3.8%）	2,045
合計	157,651（100.0%）	163,168（100.0%）	5,516

（　）内は構成比

6　債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

7　主要な農業関係の貸出金残高

①　営農類型別

（単位：百万円）

種　　類	令和4年度	令和5年度	増 減
野菜・園芸	45	42	△3
果樹・樹園農業	－	29	29
その他農業	308	296	△11
合　　計	**353**	**368**	**14**

（注）1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
なお、貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

②　資金種類別

〔貸出金〕

（単位：百万円）

種　　類	令和4年度	令和5年度	増 減
プロパー資金	353	368	14
合　　計	**353**	**368**	**14**

（注）1. プロパー資金とは、当ＪＡ原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

〔受託貸付金〕

該当する取引はありません。

8　農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

（単位：百万円）

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	715	464	－	251	715
	令和4年度	1,071	522	－	549	1,071
危険債権	令和5年度	172	172	－	－	172
	令和4年度	839	833	6	－	839
要管理債権	令和5年度	－	－	－	－	－
	令和4年度	－	－	－	－	－
三月以上延滞債権	令和5年度	－	－	－	－	－
	令和4年度	－	－	－	－	－
貸出条件緩和債権	令和5年度	－	－	－	－	－
	令和4年度	－	－	－	－	－
小　　計	令和5年度	887	636	－	251	887
	令和4年度	1,911	1,355	6	549	1,911
正常債権	令和5年度	162,356				
	令和4年度	155,791				
合　　計	令和5年度	163,244				
	令和4年度	157,703				

（注）1.　破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2.　危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3.　要管理債権

４．「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と５．「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4.　三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5.　貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6.　正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

9　貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区　　分	令和4年度					令和5年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	478	401	－	478	401	401	397	－	401	397
個別貸倒引当金	578	549	－	578	549	549	251	－	549	251
合　　計	1,057	951	－	1,057	951	951	648	－	951	648

10　貸出金償却の額

該当する取引はありません。

11　元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

為替

1　内国為替取扱実績

（単位：件、百万円）

種類		令和4年度		令和5年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	53,729	209,350	53,630	206,905
	金額	60,202	108,370	66,220	120,042
代金取立為替	件数	14	2	1	2
	金額	8	0	3	0
雑為替	件数	4,145	3,708	3,625	3,212
	金額	19,764	19,744	30,686	30,618
合　計	件数	57,888	213,060	57,256	210,119
	金額	79,975	128,114	96,910	150,661

2　外国為替取扱実績

該当する取引はありません。

3　外貨建資産残高

該当する取引はありません。

証券・窓販

1　公共債窓販実績

該当する取引はありません。

2　公共債ディーリング実績

該当する取引はありません。

有価証券等

1　種類別有価証券平均残高

（単位：百万円）

種　　類	令和4年度	令和5年度	増 減
国債	20,001	20,152	151
地方債	976	900	△76
政府保証債	500	500	－
社債	20,707	21,947	1,240
合　　計	42,184	43,500	1,315

2　商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

3　有価証券残存期間別残高

（単位：百万円）

種　　類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
令和4年度								
国債	－	－	－	－	－	20,800	－	20,800
地方債	－	－	－	－	－	900	－	900
政府保証債	－	－	－	－	－	500	－	500
社債	－	－	300	700	4,200	16,000	－	21,200
令和5年度								
国債	－	－	－	－	－	20,300	－	20,300
地方債	－	－	－	－	－	900	－	900
政府保証債	－	－	－	－	－	500	－	500
社債	－	－	200	1,600	3,600	17,000	－	22,400

4　有価証券の時価情報等

①売買目的有価証券

該当する取引はありません。

②満期保有目的の債券

該当する取引はありません。

③その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	－	－	－	－	－	－
	地方債	－	－	－	－	－	－
	政府保証債	－	－	－	－	－	－
	社債	－	－	－	300	300	0
	小計	－	－	－	300	300	0
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	19,154	20,534	△1,380	17,733	20,056	△2,322
	地方債	801	900	△98	761	900	△138
	政府保証債	470	500	△29	454	500	△45
	社債	18,724	20,836	△2,112	19,289	21,743	△2,453
	小計	39,149	42,770	△3,620	38,240	43,199	△4,959
合計		**39,149**	**42,770**	**△3,620**	**38,540**	**43,499**	**△4,959**

5　金銭の信託の時価情報

①運用目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

②満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

③その他の金銭の信託

該当する取引はありません。

6　デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

共済事業

1　長期共済保有高

（単位：件、百万円）

種類		令和4年度		令和5年度	
		件数	金額	件数	金額
生命系	終身共済	9,040	81,002	9,188	78,620
	定期生命共済	112	1,467	115	1,482
	養老生命共済	5,289	27,504	5,005	24,626
	（うちこども共済）	3,784	13,601	3,739	13,062
	医療共済	5,917	6,027	5,947	5,764
	がん共済	963	273	978	260
	定期医療共済	272	670	258	651
	介護共済	716	1,356	794	1,681
	認知症共済	71		82	
	生活障害共済	83		87	
	特定重度疾病共済	123		150	
	年金共済	8,707	937	8,814	872
建物更生共済		20,905	626,663	20,582	632,777
合計		52,198	745,903	52,000	746,736

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む）を記載しています。

2　医療系共済の共済金額保有高

（単位：件、百万円）

種類	令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済	5,917	33	5,947	32
		111		141
がん共済	963	7	978	7
定期医療共済	272	1	258	1
合計	7,152	42	7,183	41
		111		141

（注１）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

（注２）医療共済の金額は、上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しています。

3　介護系その他の共済の共済金額保有高

（単位：件、百万円）

種類	令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	716	2,464	794	2,828
認知症共済	71	238	82	303
生活障害共済（一時金型）	55	132	58	173
生活障害共済（定期年金型）	28	51	29	52
特定重度疾病共済	123	267	150	320

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

4　年金共済の年金保有高

（単位：件、百万円）

種類	令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	6,562	5,803	6,561	5,767
年金開始後	2,145	1,665	2,253	1,793
合計	8,707	7,469	8,814	7,561

（注）金額は、年金年額を記載しています。

5　短期共済新契約高

（単位：件、百万円）

種類	令和4年度			令和5年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	3,338	68,147	51	3,273	68,089	49
自動車共済	5,354		305	5,271		314
傷害共済	2,791	14,467	0	3,864	20,692	0
団体定期生命共済	－	－	－	－	－	－
定額定期生命共済	3	12	0	3	12	0
賠償責任共済	779		2	790		1
自賠責共済	779		13	821		13
合計	13,044		373	14,022		380

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

経済事業

1　購買事業

買取購買品取扱実績

（単位：千円）

種類		令和4年度 取扱高	令和5年度 取扱高
生産資材	肥料	61,050	49,969
	農薬	30,199	24,125
	飼料	226	248
	農業機械	38,020	23,594
	燃料	111	－
	包装資材	11,696	9,781
	保温資材	20,395	21,248
	その他生産資材	79,793	38,860
小　計		**241,494**	**167,828**
生活物資	食品	112,281	107,052
	生鮮食品	28,612	26,728
	一般食品	83,669	80,323
	衣料品	979	561
	耐久消費財	1,182	115
	日用雑貨用品	8,281	5,988
小　計		**122,725**	**113,717**
合　計		**364,220**	**281,545**

（注）取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

2　販売事業

①受託販売品取扱実績

（単位：千円）

種類	令和4年度	令和5年度
	取扱高	取扱高
野菜	116,962	114,491
市場出荷	39,242	36,805
果実	14,282	18,235
キノコ	421	25
花き・花木	59,409	57,240
種苗	28,212	27,310
加工・工芸品	28,715	37,503
その他	75,763	73,138
合　計	**363,009**	**365,200**

（注）取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

②買取販売品取扱実績

（単位：千円）

種類	令和4年度	令和5年度
	販売高	販売高
米	64,537	63,154
麦・豆・雑穀	89	1
野菜（仕入）	40,425	39,606
果実（仕入）	2,518	1,823
地場産農産物	－	2,725
その他	8,475	15,314
合　計	**116,046**	**122,626**

（注）販売高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

その他の事業

1　加工事業

該当する取引はありません。

2　高齢者福祉事業

該当する取引はありません。

3　宅地等供給事業

（単位：千円）

項　　目	令和4年度	令和5年度
収益		
受託手数料	152,604	396,724
合　　計	152,604	396,724
費用		
受託雑費用	2,409	4,529
合　　計	2,409	4,529
差　引　利　益	150,195	392,195

（単位：件）

項　　目	令和4年度	令和5年度
取扱件数		
土地売買	17	38
建設管理	3	5
合　　計	20	43

4　指導事業

（単位：千円）

項　　目	令和4年度	令和5年度
収入		
指導補助金	85	141
健康管理収入	－	64
指導雑収入	30,487	36,200
合　　計	30,573	36,405
支出		
営農改善費	15,064	16,117
生活文化事業費	12,174	13,887
教育情報費	7,869	7,330
健康管理費	2,854	3,428
指導雑費	6,199	5,778
合　　計	44,161	46,541
収　支　差　額	△13,588	△10,135

5　利用事業

該当する取引はありません。

6　旅行事業

該当する取引はありません。

経営諸指標

1　その他の諸指標

（単位：百万円）

項　　目	令和4年度	令和5年度
◆信用事業関係		
一職員当り貯金残高	5,993	5,965
一店舗当り貯金残高	36,516	45,718
一職員当り貸出金残高	1,883	1,977
一店舗当り貸出金残高	11,260	14,833
◆共済事業関係		
一職員当り長期共済保有高	10,810	11,631
一店舗当り長期共済保有高	53,278	67,885
◆経済事業関係		
一職員当り購買品取扱高	25	19
一職員当り販売品取扱高	22	24
一店舗当り購買品取扱高	60	46

注：一職員当り・一店舗当りの計数については、当該事業に従事している職員数・当該事業を行っている店舗数をもとに算定しています。
なお、経済事業関係の「一職員当り販売品取扱高」は、買取販売に係る販売高を含んでいます。

2　利益率

（単位：%）

種　　類	令和4年度	令和5年度	増 減
総資産経常利益率	0.12%	0.22%	0.10%
資本経常利益率	1.84%	3.47%	1.63%
総資産当期純利益率	0.06%	0.18%	0.12%
資本当期純利益率	1.04%	2.94%	1.90%

注　1. 総資産経常利益率＝経常利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×１００
2. 資本経常利益率＝経常利益÷純資産勘定平均残高×１００
3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×１００
4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）÷純資産勘定平均残高×１００

3　貯貸率・貯証率

（単位：%）

種　　類		令和4年度	令和5年度	増 減
貯貸率	期末	30.83%	32.44%	1.61%
	期中平均	30.33%	31.56%	1.23%
貯証率	期末	7.65%	7.66%	0.01%
	期中平均	8.28%	8.49%	0.21%

自己資本の充実の状況

1　自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円）

項　　目	令和4年度	令和5年度
＜コア資本に係る基礎項目＞		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	37,421	38,130
うち、出資金及び資本準備金の額	2,119	2,098
うち、再評価積立金の額	－	－
うち、利益剰余金の額	35,610	36,367
うち、外部流出予定額（△）	270	296
うち、上記以外に該当するものの額	△36	△39
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	401	397
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	401	397
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の４５パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	37,823	38,528
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	10	14
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	10	14
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る１０パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る１５パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	10	14
自己資本		
自己資本の額　（（イ）－（ロ））　（ハ）	37,812	38,513

（単位：百万円）

項　　目	令和4年度	令和5年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	219,314	225,111
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－	－
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額	9,558	9,649
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	228,873	234,760
＜自己資本比率＞		
自己資本比率　（（ハ）／（ニ））	16.52%	16.40%

注　1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しています。

2. 当ＪＡは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3. 当ＪＡが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2　自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

（単位：百万円）

信用リスク・アセット	令和4年度			令和5年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,276	0	0	1,246	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	20,553	0	0	20,074	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	900	0	0	900	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	4,762	426	17	4,758	425	17
地方三公社向け	4,008	801	32	4,076	815	32
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	323,226	64,645	2,585	307,714	61,542	2,461
法人等向け	15,592	7,944	317	15,793	8,235	329
中小企業等向け及び個人向け	1,348	412	16	1,286	327	13
抵当権付住宅ローン	81,741	28,280	1,131	83,914	29,035	1,161
不動産取得等事業向け	41,822	40,853	1,634	46,104	45,441	1,817
三月以上延滞等	－	－	－	－	－	－
取立未済手形	36	7	0	65	13	0
信用保証協会等保証付	14,540	1,448	57	14,261	1,420	56
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
共済約款貸付	－	－	－	－	－	－
出資等	597	597	23	597	597	23
（うち出資等のエクスポージャー）	597	597	23	597	597	23
（うち重要な出資のエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
上記以外	44,312	73,897	2,955	45,749	77,255	3,090
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	1,407	3,519	140	2,721	6,804	272
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資金調達手段に係るエクスポージャー）	18,360	45,900	1,836	18,490	46,225	1,849
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	972	2,431	97	930	2,325	93
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に関するエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係る５％基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
（うち上記以外のエクスポージャー）	23,572	22,046	881	23,606	21,900	876

（単位：百万円）

証券化	－	－	－	－	－	－
（うちＳＴＣ要件適用分）	－	－	－	－	－	－
（うち非ＳＴＣ適用分）	－	－	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	－	－	－	－	－
（うちルックスルー方式）	－	－	－	－	－	－
（うちマンデート方式）	－	－	－	－	－	－
（うち蓋然性方式250%）	－	－	－	－	－	－
（うち蓋然性方式400%）	－	－	－	－	－	－
（うちフォールバック方式）	－	－	－	－	－	－
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	－	－	－	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	－	－	－	－	－	－
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	554,719	219,314	8,772	546,545	225,111	9,004
ＣＶＡリスク相当額÷８％	－	－	－	－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－	－	－	－
合計（信用リスク・アセットの額）	554,719	219,314	8,772	546,545	225,111	9,004
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額　a		所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額　a		所要自己資本額 b=a×4%
	9,558		382	9,649		385
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット(分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%
	228,873		9,154	234,760		9,390

（注）1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが１５０%になったエクスポージャーのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

8. 当ＪＡでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
<オペレーショナル・リスク相当額を８%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）}\times 15\%\text{の直近３年間の合計額}}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3　信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）　リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ）　リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和4年度				令和5年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
国内		554,719	157,703	42,843	－	546,545	163,244	43,578	－
国外		－	－	－	－	－	－	－	－
地域別残高計		554,719	157,703	42,843	－	546,545	163,244	43,578	－
法人	農業	59	59	－	－	82	82	－	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	10	10	－	－	8	8	－	－
	鉱業	－		－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	10,421	8,820	1,601	－	10,458	8,856	1,601	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	3,916	－	3,916	－	3,916	－	3,916	－
	運輸・通信業	9,433	12	9,420	－	9,331	11	9,320	－
	金融・保険業	324,979	108	2,108	－	310,806	103	3,423	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	8,816	5,179	3,637	－	8,965	5,328	3,637	－
	日本国政府・地方公共団体	24,261	2,806	21,454	－	23,850	2,875	20,975	－
	上記以外	2,468	1,715	703	－	4,282	3,528	703	－
個人		138,947	138,947	－	－	142,320	142,320	－	－
その他		31,403	42	－	－	32,521	127	－	－
業種別残高計		554,719	157,703	42,843	－	546,545	163,244	43,578	－
1年以下		313,165	2,039	－		307,413	1,400	－	
1年超3年以下		15,634	4,034	－		2,933	2,933	－	
3年超5年以下		4,067	3,766	300		7,732	7,531	200	
5年超7年以下		10,345	9,645	700		8,715	7,113	1,602	
7年超10年以下		14,241	9,729	4,512		14,644	9,528	5,116	
10年超		165,690	128,360	37,329		171,188	134,530	36,658	
期限の定めのないもの		31,574	126	－		33,916	206	－	
残存期間別残高計		554,719	157,703	42,843		546,545	163,244	43,578	

（注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区分	令和4年度					令和5年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	478	401	－	478	401	401	397	－	401	397
個別貸倒引当金	578	549	－	578	549	549	251	－	549	251

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

（単位：百万円）

区分	令和4年度						令和5年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国内	578	549	－	578	549		549	251	－	549	251	
国外	－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	
地域別計	578	549	－	578	549		549	251	－	549	251	
法人 農業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人 林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人 水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人 製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人 鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人 建設・不動産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人 電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人 運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人 金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人 卸売・小売・飲食・ｻｰﾋﾞｽ業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人 上記以外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人	578	549	－	578	549	－	549	251	－	549	251	－
業種別計	578	549	－	578	549	－	549	251	－	549	251	－

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

（単位：百万円）

		令和4年度			令和5年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	－	27,335	27,335	－	26,935	26,935
	リスク・ウェイト2%	－	－	－	－	－	－
	リスク・ウェイト4%	－	－	－	－	－	－
	リスク・ウェイト10%	－	18,743	18,743	－	18,460	18,460
	リスク・ウェイト20%	1,600	327,333	328,934	1,600	312,114	313,715
	リスク・ウェイト35%	－	80,802	80,802	－	82,862	82,862
	リスク・ウェイト50%	11,915	2	11,918	11,818	2	11,821
	リスク・ウェイト75%	－	532	532	－	412	412
	リスク・ウェイト100%	－	65,712	65,712	－	70,196	70,196
	リスク・ウェイト150%	－	－	－	－	－	－
	リスク・ウェイト250%	－	20,740	20,740	－	22,142	22,142
	その他	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイト1250%		－	－	－	－	－	－
計		13,516	541,203	554,719	13,419	533,125	546,545

（注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4　信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし，証券化エクスポージャーについては，これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で，算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし，エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について，被保証債権のリスク・ウェイトに代えて，保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

区　　分	令和4年度		令和5年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	500	－	500
地方三公社向け	－	－	－	－
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	－	－	－	－
法人等向け	－	－	1	－
中小企業等向け及び個人向け	6	65	3	90
抵当権住宅ローン	0	－	0	169
不動産取得等事業向け	0	－	0	－
三月以上延滞等	－	－	－	－
証券化	－	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－	－
上記以外	4	0	3	0
合　　計	12	566	7	760

（注）1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」は、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが１５０%になったエクスポージャーのことです。

3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したいもの（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5　派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6　証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7　出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社株式と③系統及び系統外出資は取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を計上、または取得原価から毀損の状況に応じて直接償却を実施しています。
②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額を「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	－	－	－	－
非上場	18,958	18,958	19,087	19,087
合計	18,958	18,958	19,087	19,087

（注）　「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

8　リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

9　金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
  当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
  当ＪＡは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- 金利リスク計測の頻度
  四半期に1回（3・6・9・12月末を基準とする）IRRBBを計測しています。

- ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
  当ＪＡは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（⊿EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
  流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
  流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- 流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
  流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
  固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- 複数の通貨の集計方法およびその前提
  通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
  一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- 内部モデルの使用等、⊿ＥＶＥおよび⊿ＮＩＩに重大な影響を及ぼすその他の前提
  内部モデルは使用しておりません。

- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
  ⊿EVEの前事業年度末からの変動要因は、保有有価証券の残存期間が短期化したこと等によるものです。

- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
  該当ありません。

◇⊿ＥＶＥおよび⊿ＮＩＩ以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・ 金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてＶａＲで計測する市場リスク量を算定しています。

・ 金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿ＥＶＥおよび⊿ＮＩＩと大きく異なる点

特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB１：金利リスク

項番		⊿EVE		⊿NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	5,349	4,807	380	362
2	下方パラレルシフト	－	－	10	－
3	スティープ化	5,152	4,771		
4	フラット化	－	－		
5	短期金利上昇	－	－		
6	短期金利低下	73	354		
7	最大値	5,349	4,807	380	362
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	37,812		38,513	

（注）1. 「⊿EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

2. 「⊿NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス１を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日　時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス１を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

役員等の報酬体系

1　役員

（1）対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

（2）役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の２種類で、令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

（単位：千円）

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	135,237	11,366

（注１）　対象役員は，理事28名，監事6名です。（期中に退任した者を含む。）

（注２）　退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

なお、報酬等支払額のうち、職員兼務理事（理事部長）の職員分給与は含まれていません。

（3）対象役員の報酬等の決定等について

①　役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお，業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

②　役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額にて算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任慰労金規程に基づき、理事については理事会，監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2　職員等

（1）対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当ＪＡの職員及び当ＪＡの主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当ＪＡの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

(注1)　対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注2)　「主要な連結子法人等」とは，当ＪＡの連結子法人等のうち，当ＪＡの連結総資産に対して２％以上の資産を有する会社等をいいます。

(注3)　「同等額」は，令和5年度に当ＪＡの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注4)　令和5年度において当ＪＡの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

3　その他

当ＪＡの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

当組合の組織

1　組合員数

（単位：人、団体）

種　　類	令和4年度	令和5年度	増 減
正組合員数	2,497	2,655	158
個人	2,496	2,653	157
法人	1	2	1
准組合員数	24,819	24,556	△263
個人	24,818	24,555	△263
法人	1	1	－
合　　計	27,316	27,211	△105

2　組合員組織の状況

（令和6年3月31日　現在）

組　織　名	構成員数	組　織　名	構成員数
ＪＡ東京あおば青壮年組織協議会	256　人	ＪＡ東京あおば園芸組織協議会	43　人
ＪＡ東京あおば板橋地区青壮年部	55　人	ＪＡ東京あおば板橋地区園芸部会	22　人
ＪＡ東京あおば練馬地区青壮年部	80　人	ＪＡ東京あおば練馬地区花卉園芸部会	9　人
ＪＡ東京あおば石神井地区青壮年部	35　人	ＪＡ東京あおば大泉地区花卉園芸部会	12　人
ＪＡ東京あおば大泉地区青壮年部	86　人	ＪＡ東京あおば農業振興研究会	－
ＪＡ東京あおば女性組織協議会	293　人	ＪＡ東京あおば練馬地区農地を守る会	51　人
ＪＡ東京あおば板橋地区女性部	99　人	ＪＡ東京あおばふれあいの里部会	101　人
ＪＡ東京あおば練馬地区女性部	95　人	都市農政推進協議会	－
ＪＡ東京あおば石神井地区女性部	46　人	板橋区都市農政推進協議会	－
ＪＡ東京あおば大泉地区女性部	53　人	練馬区都市農政推進協議会	－
ＪＡ東京あおば野菜組織協議会	256　人	ＪＡ東京あおば資産管理部会	
ＪＡ東京あおば板橋地区野菜部会	24　人	ＪＡ東京あおば資産管理部会　本部	12　人
ＪＡ東京あおば練馬地区野菜生産出荷組合	46　人	ＪＡ東京あおば板橋地区資産管理部会	133　人
ＪＡ東京あおば石神井地区蔬菜部会	34　人	ＪＡ東京あおば練馬地区資産管理部会	311　人
ＪＡ東京あおば石神井地区うど出荷組合	12　人	ＪＡ東京あおば石神井地区資産管理部会	206　人
ＪＡ東京あおば石神井直売部会	61　人	ＪＡ東京あおば大泉地区資産管理部会	185　人
ＪＡ東京あおば大泉新鮮直売組合	79　人	ＪＡ東京あおば年金友の会	
ＪＡ東京あおば野菜流通協議会	43　人	ＪＡ東京あおば板橋地区年金友の会	537　人
ＪＡ東京あおば果樹組織協議会	126　人	ＪＡ東京あおば練馬地区年金友の会	586　人
ＪＡ東京あおば板橋地区果樹部会	15　人	ＪＡ東京あおば石神井地区年金友の会	472　人
ＪＡ東京あおば練馬地区果樹園芸部会	22　人	ＪＡ東京あおば大泉地区年金友の会	350　人
ＪＡ東京あおば大泉地区果樹部会	34　人		
ＪＡ東京あおば城北ぶどう研究会	21　人		
ＪＡ東京あおばブルーベリー研究会	34　人		

当ＪＡの組合員組織を記載しています。

3　役員一覧

（令和6年4月1日　現在）

役職名	氏　　名	常勤・非常勤の別	役職名	氏　　名	常勤・非常勤の別
代表理事組合長	久保　秀一	常勤	理事	小山　貴代	非常勤
代表理事副組合長	相原　和彦	常勤	理事	髙田　実	非常勤
代表理事専務	鈴木　裕	常勤	理事	髙橋　八重子	非常勤
常務理事	新堀　桂三	常勤	理事	冨岡　誠一	非常勤
常務理事	鈴木　正明	常勤	理事	宮本　正裕	非常勤
理事本部長	古川　栄	常勤	理事	本橋　勇	非常勤
理事	浅井　由久	非常勤	理事	山口　幸治	非常勤
理事	井口　一宏	非常勤	理事	山口　卓	非常勤
理事	石手　啓夫	非常勤	理事	吉田　和生	非常勤
理事	大山　暁司	非常勤	理事	吉野　美智代	非常勤
理事	小川　和德	非常勤	代表監事	関口　繁夫	非常勤
理事	加藤　晴久	非常勤	常勤監事	髙橋　隆	常勤
理事	神田　靖仁	非常勤	監事	内田　忠男	非常勤
理事	木下　正	非常勤	監事	宇多川　俊明	非常勤
理事	木村　隆昭	非常勤	監事	田中　好雄	非常勤
理事	木村　博之	非常勤	監事（員外）	戸部　秀明	非常勤
理事	小原　孝之	非常勤			

4　役員数

（単位：人）

項　　目	令和4年度			令和5年度		
	男性	女性	計	男性	女性	計
理事	25	3	28	24	3	27
監事	6	－	6	6	－	6

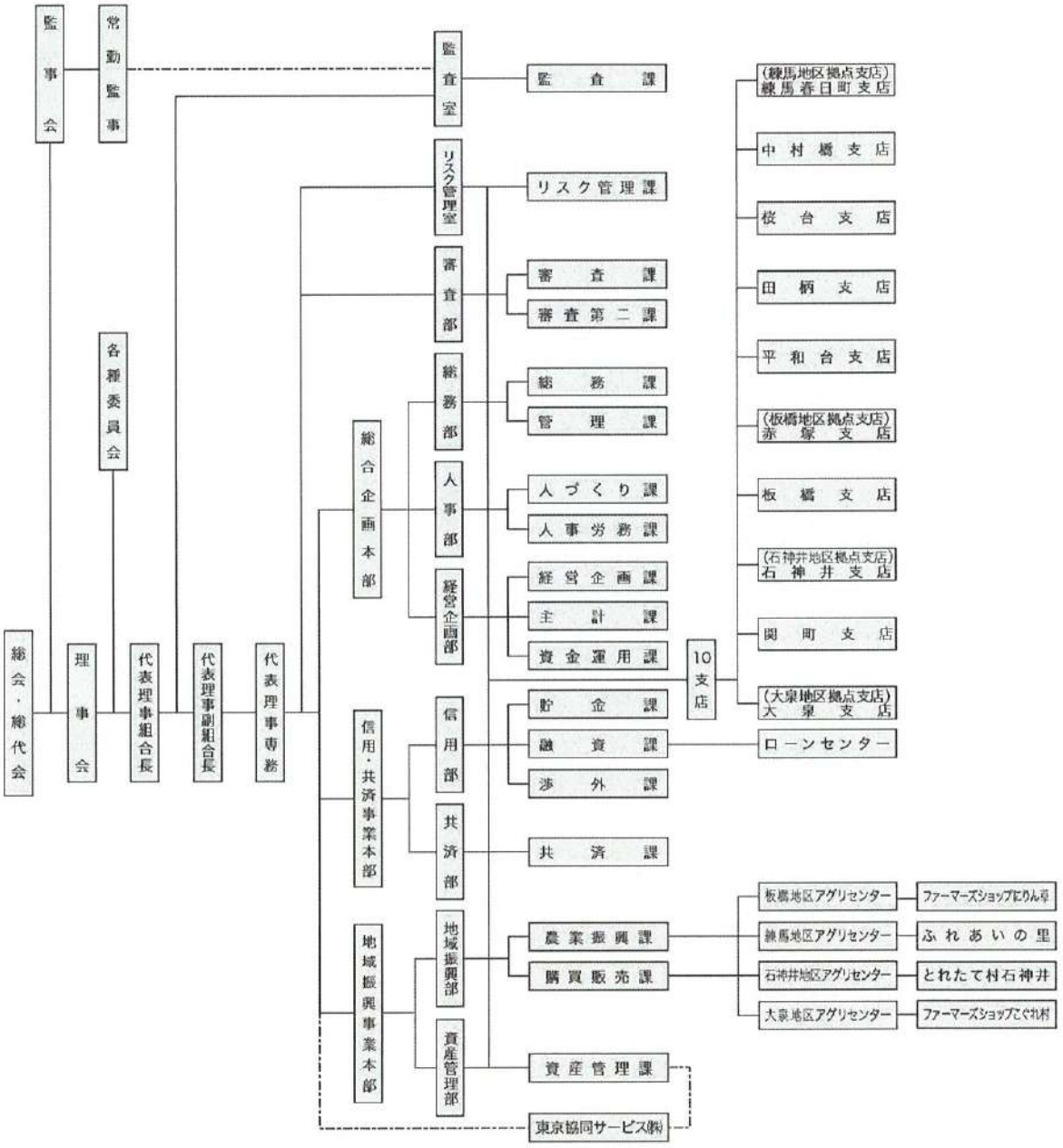
5　職員

（単位：人）

項　　目	令和4年度			令和5年度		
	男性	女性	計	男性	女性	計
一般職員	175	172	347	175	170	345
営農指導員	16	4	20	22	2	24
生活指導員	－	5	5	－	5	5
合　　計	191	181	372	197	177	374

6　組織機構図

（令和6年4月1日　現在）



（注1）機構図は、令和6年4月1日現在のものです。
（注2）人事部に「人づくり課」と「人事労務課」を新設し、「人事課」を廃止しました。
（注3）直売所をアグリセンターの直轄としました。

7　地区一覧

（令和6年4月1日　現在）

板橋区・北区・豊島区・練馬区

8　沿革・歩み

平成 9年 4月 1日	ＪＡ板橋、ＪＡ練馬、ＪＡ石神井、ＪＡ大泉の４ＪＡの合併により ＪＡ東京あおばを設立
平成10年 6月30日	高齢化社会に向け、助け合い組織「あおば共生の会」設立
平成11年 9月16日	高齢者福祉事業の一環としてミニデイサービス開始
平成12年 3月11日	総合園芸センター「ふれあいの里」オープン
平成12年10月21日	「石神井ファーマーズセンター」オープン
平成16年 4月 1日	ファーマーズショップ「にりん草」オープン
平成19年 6月27日	葬祭事業の実施を総代会において議決
平成21年 4月 1日	総合相談室　業務開始
平成23年10月17日	練馬春日町支店・練馬地区振興センター（現・練馬地区アグリセンター） 新築移転オープン
平成25年12月19日	石神井支店・石神井地区振興センター（現・石神井地区アグリセンター） 「とれたて村石神井」グランドオープン （「石神井ファーマーズセンター」廃止）
平成26年 4月 1日	総合相談室を廃し、信用部くらしの相談課を新設
平成26年 6月16日	赤塚支店・板橋地区振興センター（現・板橋地区アグリセンター）新築移転オープン
平成27年 4月 6日	東大泉支店新築移転オープン
平成30年 1月11日	ファーマーズショップ「にりん草」仮設店舗営業開始
平成31年 4月19日	ファーマーズショップ「にりん草」リニューアルオープン
令和3年　7月31日	旅行センター閉店
令和3年　8月28日	豊玉支店を中村橋支店に統合（旧豊玉支店を仮店舗として営業）
令和3年　9月30日	セレモニーセンター閉店
令和4年　3月31日	信用部くらしの相談課を廃止
令和4年　4月 1日	地域振興事業本部に資産管理部を新設
令和5年　1月16日	関町支店新築移転オープン
令和5年　1月28日	富士見台支店を石神井支店に統合
令和5年　8月19日	高松支店を練馬春日町支店に統合
令和5年 10月23日	中村橋支店新築移転オープン
令和5年 12月 9日	西大泉支店を大泉支店に統合
令和5年 12月11日	大泉支店・ファーマーズショップ「こぐれ村」リニューアルオープン
令和6年　3月16日	東大泉支店を大泉支店に統合

9　店舗一覧

（令和6年4月1日　現在）

店　舗　名	郵便番号	住　　所	電話番号	ATM設置台数
本店	179-0075	練馬区高松5-23-27	03-5372-1311	1
練馬春日町支店 資産管理部（板橋・練馬地区）	179-0074	練馬区春日町1-17-34	03-3999-1451 03-5848-3291	1
中村橋支店	176-0023	練馬区中村北3-11-6	03-3999-1611	1
桜台支店	176-0002	練馬区桜台3-35-17	03-3992-6188	1
田柄支店	179-0073	練馬区田柄2-20-10	03-3939-0021	1
平和台支店	179-0083	練馬区平和台3-25-20	03-3937-0881	1
赤塚支店	175-0084	板橋区四葉2-8-3	03-3930-0115	1
板橋支店	174-0076	板橋区上板橋2-18-14	03-3932-1131	1
石神井支店 共済部 地域振興部	177-0041	練馬区石神井町5-11-7	03-3995-4121 03-5372-1315 03-5910-3066	1
関町支店	177-0051	練馬区関町北4-11-3	03-3920-4128	1
大泉支店 資産管理部（石神井・大泉地区）	178-0061	練馬区大泉学園町2-12-17	03-3925-3111 03-5935-6421	1
練馬地区アグリセンター	179-0074	練馬区春日町1-17-34	03-3999-7851	0
ふれあいの里 （農産物直売所）	176-0002	練馬区桜台3-35-18	03-3991-8711	0
板橋地区アグリセンター	175-0084	板橋区四葉2-8-3	03-3930-0186	0
ファーマーズショップにりん草 （農産物直売所）	175-0082	板橋区高島平3-12-21	03-3975-2189	1
石神井地区アグリセンター とれたて村石神井 （農産物直売所）	177-0041	練馬区石神井町5-11-7	03-3995-4955 03-3995-3132	0
大泉地区アグリセンター ファーマーズショップこぐれ村 （農産物直売所）	178-0061	練馬区大泉学園町2-12-17	03-3925-3112 03-3925-3113	0

（店外ＡＴＭ）

名　　称	住　　所
高松キャッシュコーナー	練馬区高松6-34-1
豊玉キャッシュコーナー	練馬区豊玉北4-7-6
平和台駅前キャッシュコーナー	練馬区早宮2-17-50　平和台ＳＴビルⅡ
石神井公園キャッシュコーナー	練馬区石神井町3-30-33
富士見台キャッシュコーナー	練馬区南田中3-7-1　ポルテ南田中1階
東大泉キャッシュコーナー	練馬区東大泉1-28-1　リズモ大泉学園
西大泉キャッシュコーナー	練馬区西大泉4-9-1

10　特定信用事業代理業者の状況

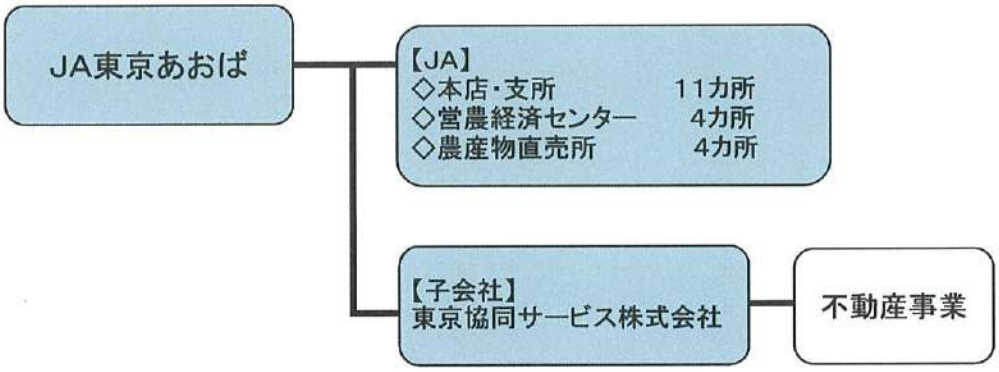
該当する取引はありません。

連結情報

□　グループの概況

○グループの事業系統図

ＪＡ東京あおばのグループは、当ＪＡ、子会社１社で構成されています。
このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は１社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



○子会社等の状況

（単位：百万円、％）

名　称	主たる営業所又は事務所の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金又は出資金	当ＪＡの議決権比率	他の子会社等の議決権比率
東京協同サービス株式会社	東京都練馬区早宮2-17-50平和台ＳＴビルⅡ 3階	不動産管理賃貸業務 不動産売買仲介業務	昭和62年10月1日	50	100	0

○連結事業概況（令和５年度）

◇連結事業の概況

① 事業の概況

令和５年度の当ＪＡの連結決算は、子会社を連結しております。
連結決算の内容は、連結経常収益6,206百万円、連結当期剰余金1,095百万円、連結純資産36,890百万円、連結総資産542,617百万円で、連結自己資本比率は17.13％となりました。

② 連結子会社等の事業概況

東京協同サービス株式会社

ＪＡ東京あおばの資産管理部・各支店と連携を図り、賃貸住宅管理を主軸として組合員に貢献してまいります。新たに定めた経営方針『人とくらしに輝きを』を実現するために、農と住の調和した地域づくり、関わる全ての人の満足の循環、コンプライアンス遵守を重視した人財づくりをすすめます。

○最近５年間の連結事業年度の主要な経営指標

（単位：百万円）

項　　目	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
連結経常収益（事業収益）	6,688	6,459	6,486	6,534	6,206
信用事業収益	4,310	4,171	4,359	4,289	3,945
購買事業収益	341	417	241	272	227
販売事業収益	191	166	168	152	161
共済事業収益	1,041	989	970	924	930
その他事業収益	803	714	746	896	940
連結経常利益	1,359	1,353	1,306	959	1,312
連結当期剰余金	1,092	1,105	987	560	1,095
連結純資産額	37,948	38,414	38,664	37,075	36,890
連結総資産額	553,499	551,325	551,507	551,501	542,617
連結自己資本比率	17.58%	17.85%	17.60%	17.29%	17.13%

注　「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

口　連結貸借対照表

・資産の部

（単位：千円）

科　　目	令和４年度	令和５年度
１．信用事業資産	**520,915,648**	**510,634,705**
（１）現金及び預金	324,000,291	308,457,950
（２）買入金銭債権	－	－
（３）金銭の信託	－	－
（４）有価証券	39,149,700	38,540,870
（５）貸出金	157,651,579	163,168,035
（６）その他の信用事業資産	1,065,194	1,116,605
（７）債務保証見返	－	－
（８）貸倒引当金	△951,116	△648,755
２．共済事業資産	**9,719**	**9,238**
（１）共済貸付金	－	－
（２）その他の共済事業資産	9,719	9,238
（３）貸倒引当金	－	－
３．経済事業資産	**71,172**	**68,355**
（１）受取手形及び経済事業未収金	40,773	33,964
（２）棚卸資産	24,664	23,814
（３）その他の経済事業資産	5,734	10,576
（４）貸倒引当金	－	－
４．雑資産	**2,227,700**	**2,199,138**
５．固定資産	**7,531,116**	**8,535,561**
（１）有形固定資産	7,507,513	8,507,982
建物	5,443,296	6,291,530
機械装置	17,560	14,976
土地	4,441,874	4,441,874
リース資産	－	－
建設仮勘定	431,870	151,890
その他の有形固定資産	1,354,747	1,509,344
減価償却累計額	△4,181,836	△3,901,633
（２）無形固定資産	23,602	27,578
のれん	－	－
リース資産	－	－
その他の無形固定資産	23,602	27,578
６．外部出資	**18,908,100**	**19,038,070**
（１）外部出資	18,908,100	19,038,070
（２）外部出資等損失引当金	－	－
７．繰延税金資産	**1,837,690**	**2,132,837**
８．再評価に係る繰延税金資産	**－**	**－**
９．繰延資産	**－**	**－**
資産の部合計	**551,501,147**	**542,617,906**

・負債の部

（単位：千円）

科目	令和４年度	令和５年度
１．信用事業負債	**509,330,846**	**501,047,996**
（１）貯金	509,218,732	500,937,986
（２）譲渡性貯金	－	－
（３）借入金	－	－
（４）その他の信用事業負債	112,113	110,010
（５）債務保証	－	－
２．共済事業負債	**757,634**	**761,119**
（１）共済借入金	－	－
（２）共済資金	376,651	379,083
（３）その他の共済事業負債	380,982	382,036
３．経済事業負債	**33,801**	**37,080**
（１）支払手形及び経済事業未払金	33,714	36,995
（２）その他の経済事業負債	87	84
４．設備借入金	－	－
５．雑負債	**1,638,289**	**1,436,782**
６．諸引当金	**2,665,126**	**2,444,862**
（１）賞与引当金	351,311	346,555
（２）退職給付に係る負債	1,817,735	1,753,764
（３）役員退職慰労引当金	44,980	51,539
（４）特例業務負担金引当金	451,097	293,003
７．繰延税金負債	－	－
８．再評価に係る繰延税金負債	－	－
負債の部合計	**514,425,698**	**505,727,841**

・純資産の部

１．組合員資本	**39,754,002**	**40,475,357**
（１）出資金	2,112,632	2,091,987
（２）資本剰余金	6,567	6,567
（３）利益剰余金	37,671,758	38,416,247
（４）処分未済持分	△36,856	△39,345
（５）子会社の所有する親組合出資金	△100	△100
２．評価・換算差額等	**△2,609,948**	**△3,589,103**
（１）その他有価証券評価差額金	△2,609,948	△3,589,103
（２）繰延ヘッジ損益	－	－
（３）土地再評価差額金	－	－
（４）退職給付に係る調整累計額	－	－
３．退職給付に係る調整累計額	**△68,604**	**3,810**
４．非支配株主持分	－	－
純資産の部合計	**37,075,449**	**36,890,064**
負債及び純資産の部合計	**551,501,147**	**542,617,906**

口　連結損益計算書

（単位：千円）

科　　目	令和４年度	令和５年度
１．事業総利益	**5,598,645**	**5,906,121**
（１）信用事業収益	4,289,045	3,945,552
資金運用収益	4,107,128	3,785,107
（うち預金利息）	(1,364,842)	(1,313,012)
（うち有価証券利息）	(276,350)	(304,463)
（うち貸出金利息）	(1,575,320)	(1,528,390)
（うちその他受入利息）	(890,615)	(639,242)
役務取引等収益	76,466	75,513
その他事業直接収益	1,505	4,406
その他経常収益	103,944	80,524
（２）信用事業費用	510,013	△78,653
資金調達費用	38,653	43,373
（うち貯金利息）	(38,377)	(43,204)
（うち給付補填備金繰入）	(273)	(158)
（うち譲渡性貯金利息）	－	－
（うち借入金利息）	－	－
（うちその他支払利息）	(2)	(10)
役務取引等費用	16,184	16,558
その他事業直接費用	374,752	474
その他経常費用	80,423	△139,060
（うち貸倒引当金繰入額）	－	－
（うち貸倒引当金戻入益）	△106,460	△302,360
（うち貸出金償却）	－	－
信用事業総利益	**3,779,031**	**4,024,206**
（３）共済事業収益	924,301	930,848
共済付加収入	874,254	886,179
その他の収益	50,047	44,668
（４）共済事業費用	25,798	26,901
共済推進費及び共済保全費	10,783	12,196
その他の費用	15,015	14,704
共済事業総利益	**898,503**	**903,946**
（５）購買事業収益	272,003	227,517
購買品供給高	251,284	207,730
購買手数料	15,653	15,159
その他の収益	5,066	4,628
（６）購買事業費用	233,676	182,261
購買品供給原価	215,510	175,932
購買品供給費	－	－
その他の費用	18,165	6,328
購買事業総利益	**38,327**	**45,255**
（７）販売事業収益	152,770	161,966
販売品販売高	116,046	122,625
販売手数料	36,182	38,116
その他の収益	540	1,224
（８）販売事業費用	96,981	105,951
販売品販売原価	91,202	98,367
販売費	－	－
その他の費用	5,778	7,583
販売事業総利益	**55,789**	**56,015**

（単位：千円）

科　　目	令和４年度	令和５年度
（９）保管加工事業収益	－	－
（10）保管加工事業費用	－	－
保管加工事業総利益	－	－
（11）高齢者福祉事業収益	－	－
（12）高齢者福祉事業費用	－	－
高齢者福祉事業総利益	－	－
（13）利用事業収益	－	－
（14）利用事業費用	－	－
利用事業総利益	－	－
（15）宅地等供給事業収益	152,604	396,724
（16）宅地等供給事業費用	2,409	4,529
宅地等供給事業総利益	**150,195**	**392,194**
（17）旅行事業収益	－	－
（18）旅行事業費用	－	－
旅行事業総利益	－	－
（19）その他事業収益	713,102	507,142
（20）その他事業費用	22,715	12,505
その他事業総利益	**690,387**	**494,637**
（21）指導事業収入	30,573	36,405
（22）指導事業支出	44,161	46,541
指導事業収支差額	**△13,588**	**△10,135**
２．事業管理費	**4,942,988**	**4,908,672**
（１）人件費	3,483,582	3,311,848
（２）その他事業管理費	1,459,405	1,596,823
事業利益	**655,657**	**997,448**
３．事業外収益	**308,734**	**320,020**
（１）受取雑利息	178	150
（２）受取出資配当金	272,880	274,263
（３）持分法による投資益	－	－
（４）その他の事業外収益	35,675	45,606
４．事業外費用	**4,444**	**5,026**
（１）支払雑利息	3,788	3,461
（２）持分法による投資損	－	－
（３）その他の事業外費用	655	1,565
経常利益	**959,947**	**1,312,442**
５．特別利益	**－**	**39,172**
（１）固定資産処分益	－	2,832
（２）その他の特別利益	－	36,340
６．特別損失	**171,740**	**90,277**
（１）固定資産処分損	54,367	90,103
（２）減損損失	－	－
（３）その他の特別損失	117,372	173
税金等調整前当期利益	**788,207**	**1,261,337**
法人税・住民税及び事業税	300,504	130,314
法人税等調整額	△72,849	35,766
法人税等合計	**227,654**	**166,081**
当期利益	560,552	1,095,256
非支配株主に帰属する当期利益	－	－
当期剰余金	**560,552**	**1,095,256**

口　連結注記表等

◇令和５年度　（令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで）

Ⅰ．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

１．連結の範囲に関する事項

①連結される子会社・子法人等・・・・・・・・・・　１社
　東京協同サービス株式会社
②非連結子会社・子法人等・・・・・・・・・・・・　０社

２．持分法の適用に関する事項

持分法の適用対象となる子会社・子法人等はありません。

３．連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

①連結される子会社等の決算日は次の通りです。
　１２月末日　　０社
　　３月末日　　１社
②連結される子会社・子法人等は、それぞれの決算日と連結決算日の差異が３ヶ月を超えないため、それぞれの当該決算日の財務により連結しております。連結決算日と上記の決算日等の間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

４．のれんの償却方法及び償却期間

のれんの残高はありませんので、適用していません。

５．剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

Ⅱ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．評価基準及び評価方法

（１）有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

①子会社株式　　：移動平均法による原価法
②その他有価証券
（イ）時価のあるもの　　：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

（ロ）市場価格のない株式等　：移動平均法による原価法

（２）棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品　　：移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産　：買取販売品：移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
買取販売品以外：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

（２）無形固定資産

定額法を採用しています。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

（２）賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

（３）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

（４）特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に納付する特例業務負担金の支出に充てるため、当ＪＡが負担する将来見込額に基づき計上しています。

４．収益及び費用の計上基準

当ＪＡの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農産物を当ＪＡが直売所等で販売する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③宅地等供給事業

組合員等の委託に基づき行う宅地等の売買の仲介業務、建物建築・捕改修補助業務によるものであり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、当事者間において宅地等物件の引き渡しが完了した時点において充足されると判断し、物件の引き渡し時点で収益を認識しています。

④指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種相談・研修サービスを提供する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

５．消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、５年間で均等償却を行っています。

６．計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示しています。

７．その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

（１）事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当ＪＡは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺消去を行っています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

（２）当ＪＡが代理人として関与する取引の損益計算書の表示方法

購買事業収益のうち、当ＪＡが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当ＪＡが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

（３）退職給付に係る負債の計上基準

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

Ⅲ．会計上の見積もりに関する注記

１．貸倒引当金

（１）当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金　　648,755 千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。

（２）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

２．繰延税金資産の回収可能性

（１）当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　2,135,678 千円（繰延税金負債との相殺前）

（２）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。

しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境及び当ＪＡの経営状況の影響を受ける可能性があり、今後の課税所得の推移状況によって、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

３．固定資産の減損

（１）当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

（２）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画及び過去の税引前利益の実績を基礎としており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出することとしています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び当ＪＡの経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅳ. 連結貸借対照表に関する注記

1．資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産及び無形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は447,206千円であり、その内訳は次のとおりです。

（単位：千円）

種類		圧縮記帳額
有形固定資産	建物	165,255
	機械装置	973
	土地	275,614
	その他の有形固定資産	1,705
	（車両運搬具）	(221)
	（器具備品）	(1,484)
無形固定資産	ソフトウェア	3,657
合計		447,206

2．担保に供している資産

定期預金4,000,000千円を為替決済の担保として、また、定期預金3,000千円を公金事務取扱に係る担保として差し入れています。

3．子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債務の総額　　1,963,372千円

4．役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額　　1,932,746千円

5．債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（ⅰ）から（ⅳ）までに掲げるものの額及びその合計額

債権の合計額及びその内訳は次のとおりです。なお、下記の債権額は貸倒引当金控除前の金額です。

項目	定義	金額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債権者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。	715,318千円
危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。	172,228千円
三月以上延滞債権	元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。	-千円
貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。	-千円
合計		887,547千円

Ⅴ. 連結損益計算書に関する注記

1．子会社等との取引高の総額

項目	総額	内訳	
(1) 子会社等との取引による収益総額	7,817千円	うち事業取引高	4,817千円
		うち事業取引以外の取引高	3,000千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	985千円	うち事業取引高	985千円

Ⅵ. 金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当ＪＡは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当ＪＡが保有する金融資産は、主として当ＪＡ管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭ等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当ＪＡで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当ＪＡにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当ＪＡでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.39%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,892,753千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

（１）金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
預金	307,210,952	306,997,938	△ 213,014
有価証券			
その他有価証券	38,540,870	38,540,870	-
貸出金	163,168,035		
貸倒引当金(*1)	△ 648,755		
貸倒引当金控除後	162,519,280	163,328,485	809,205
資産計	508,271,102	508,867,294	596,191
貯金	500,937,986	500,706,214	△ 231,771
負債計	500,937,986	500,706,214	△ 231,771

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（２）金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OIS）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は日本証券業協会公表の売買参考統計値によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

（３）市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(１)の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額
外部出資	19,038,070

（４）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	307,210,952	－	－	－	－	－
有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	－	－	－	200,000	－	43,900,000
貸出金(*1,2)	11,494,128	9,981,119	10,549,169	12,282,507	8,912,579	107,690,541
合　計	318,705,080	9,981,119	10,549,169	12,482,507	8,912,579	151,590,541

(*1) 貸出金のうち、当座貸越80,212千円については「１年以内」に含めています。また、期限のない場合は「５年超」に含めています。

(*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件2,257,990千円は償還日が特定できないため、含めていません。

（５）有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	487,551,346	7,038,953	6,553,216	917,305	840,536	－
合　計	487,551,346	7,038,953	6,553,216	917,305	840,536	－

(*1)貯金のうち、要求払貯金については「１年以内」に含めています。
(*2)連結貸借対照表計上額における一部の貯金は返済日が特定できないため含めています。

Ⅶ.　有価証券に関する注記

１．有価証券の時価及び評価差額に関する事項

（１）その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

		貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	政府保証債	－	－	－
	社債	300,850	300,000	850
	小　計	300,850	300,000	850
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	17,733,770	20,056,293	△2,322,523
	地方債	761,490	900,000	△138,510
	政府保証債	454,800	500,000	△45,200
	社債	19,289,960	21,743,585	△2,453,625
	小　計	38,240,020	43,199,879	△4,959,859
合　計		38,540,870	43,499,879	△4,959,009

２．当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

	売却額	売却益	売却損
地方債	496,375	4,406	－
社債	99,526	－	474
合　計	595,901	4,406	474

Ⅷ. 退職給付に関する注記

1．退職給付に係る注記

（1）採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による「退職金共済制度」を採用しています。

（2）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

期首における退職給付債務	3,329,190
勤務費用	196,704
利息費用	－
数理計算上の差異の発生額	△ 61,390
退職給付の支払額	△ 205,648
期末における退職給付債務	3,258,856

（3）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

期首における年金資産	1,511,455
特定退職金共済制度期待運用収益	10,580
数理計算上の差異の発生額	127
特定退職金共済制度への拠出金	99,835
退職給付の支払額	△ 116,906
期末における年金資産	1,505,091

（4）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

退職給付債務	3,258,856
特定退職金共済制度	△ 1,505,091
未積立退職給付債務	1,753,764
未認識過去勤務費用	96,300
未認識数理計算上の差異	△ 91,013
貸借対照表計上額純額	1,759,051
退職給付引当金	1,759,051

（5）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

勤務費用	196,704
利息費用	－
特定退職金共済制度期待運用収益	△ 10,580
数理計算上の差異の費用処理額	49,633
過去勤務費用の費用処理額	△ 10,700
小計	225,057
子会社出向職員にかかる子会社負担額	△ 11,400
合計	213,657

（6）年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	63.0 %
年金保険投資	28.0 %
現金及び預金	4.0 %
その他	5.0 %
合計	100.0 %

（7）長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

（8）割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00 %
長期期待運用収益率 特定退職金共済制度期待運用収益率	0.70 %

2．特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、当事業年度において特例業務負担金34,078千円を拠出しています。

なお、令和6年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、293,003千円となっています。

Ⅸ. 税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

（単位：千円）

繰延税金資産		
	貸倒引当金	45,677
	賞与引当金	96,758
	退職給付引当金	491,127
	役員退職慰労引当金	12,869
	資産除去債務	41,061
	未払法人事業税及び未払特別法人事業税	6,233
	未払法人事業所税	2,115
	固定資産減損損失	12,935
	業務外固定資産評価損	78,612
	特例業務負担金引当金	81,806
	減価償却費限度超過額	44,069
	有価証券評価損	104,630
	その他有価証券評価差額金（評価損）	1,384,555
	その他	33,903
	繰延税金資産小計	2,436,356
	評価性引当額	△ 300,677
	繰延税金資産合計（A）	2,135,678
繰延税金負債		
	有形固定資産（資産除去債務）	△3,249
	繰延税金負債合計（B）	△3,249
繰延税金資産の純額（A）＋（B）		2,132,429

2．法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率		27.92 %
調整	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.45 %
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.20 %
	住民税均等割等	0.23 %
	評価性引当額の増減	△ 7.26 %
	事業分量配当金	△ 5.64 %
	その他	0.22 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率		11.71 %

X. 収益認識に関する注記

「Ⅰ.重要な会計方針に係る事項に関する注記」における「4．収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

XI. その他の注記

1．資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

当ＪＡが所有する建物の一部に有害物質が使用されていることから、その有害物質を除去する義務に関して、当該除去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しています。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は14年～33年、割引率は1.277%～2.250%を採用しています。

（3）当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
期首残高	152,051
時の経過による調整額	1,448
資産除去債務の履行による減少額	△ 6,431
期末残高	147,068

2．貸借対照表に計上していない資産除去債務

当ＪＡは、支店等の事業用資産に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該支店等の事業用資産は当ＪＡが事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行なわれる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

◇令和４年度　（令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで）

Ⅰ．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

１．連結の範囲に関する事項

①連結される子会社・子法人等・・・・・・・・　１社
　東京協同サービス株式会社
②非連結子会社・子法人等・・・・・・・・・・　０社

２．持分法の適用に関する事項

持分法の適用対象となる子会社・子法人等はありません。

３．連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

①連結される子会社等の決算日は次の通りです。
　１２月末日　　０社
　　３月末日　　１社
②連結される子会社・子法人等は、それぞれの決算日と連結決算日の差異が３ヶ月を超えないため、それぞれの当該決算日の財務により連結しております。連結決算日と上記の決算日等の間に生じた重要な取引については、必要な調整を行なっております。

４．のれんの償却方法及び償却期間

のれんの残高はありませんので、適用していません。

５．剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

Ⅱ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．評価基準及び評価方法

（１）有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

①子会社株式　　：移動平均法による原価法
②その他有価証券
（イ）時価のあるもの　　：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

（ロ）市場価格のない株式等　：移動平均法による原価法

（２）棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品　　：移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産　：買取販売品：移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
買取販売品以外：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

（２）無形固定資産

定額法を採用しています。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

（２）賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

（３）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

（４）特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に納付する特例業務負担金の支出に充てるため、当ＪＡが負担する将来見込額に基づき計上しています。

（５）固定資産解体等引当金

店舗（建物）解体等を目的とした支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しています。

４．収益及び費用の計上基準

当ＪＡの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農産物を当ＪＡが直売所等で販売する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 宅地等供給事業

組合員等の委託に基づき行なう宅地等の売買の仲介業務、建物建築・補改修補助業務によるものであり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、当事者間において宅地等物件の引き渡しが完了した時点において充足されると判断し、物件の引き渡し時点で収益を認識しています。

④ 指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種相談・研修サービスを提供する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

５．消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、５年間で均等償却を行なっています。

６．計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示しています。

7．その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

（1）事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当ＪＡは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺消去を行なっています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

（2）当ＪＡが代理人として関与する取引の損益計算書の表示方法

購買事業収益のうち、当ＪＡが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当ＪＡが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

（3）退職給付に係る負債の計上基準

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしています。

Ⅲ．会計方針の変更に関する注記

1．時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年6月17日改正以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

Ⅳ．会計上の見積りに関する注記

1．貸倒引当金

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金　　951,116 千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。

（2）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2．繰延税金資産の回収可能性

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　1,811,314 千円（繰延税金負債との相殺前）

（2）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。

しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境及び当ＪＡの経営状況の影響を受けることから、今後の課税所得の推移状況によって、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により法定実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

３．固定資産の減損

（１）当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

（２）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画及び過去の税引前利益の実績を基礎としており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出することとしています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び当ＪＡの経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅴ．連結貸借対照表に関する注記

１．資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産及び無形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は447,548千円であり、その内訳は次のとおりです。

（単位：千円）

種類		圧縮記帳額
有形固定資産	建物	165,255
	機械装置	973
	土地	275,614
	その他の有形固定資産	2,047
	（車両運搬具）	(221)
	（器具備品）	(1,826)
無形固定資産	ソフトウェア	3,657
合計		447,548

２．担保に供している資産

定期預金4,000,000千円を為替決済の担保として、また、定期預金3,000千円を公金事務取扱に係る担保として差し入れています。

３．子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債務の総額　　2,008,721千円

４．役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額　　2,226,254千円

５．債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（２）（ｉ）から（ⅳ）までに掲げるものの額及びその合計額

債権の合計額及びその内訳は次のとおりです。なお、下記の債権額は貸倒引当金控除前の金額です。

項目	定義	金額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債権者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。	1,071,942千円
危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。	839,946千円
三月以上延滞債権	元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。	－千円
貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なった貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。	－千円
合計		1,911,888千円

Ⅵ. 連結損益計算書に関する注記

１．子会社等との取引高の総額

項　　目	総　　額	内　　訳	
(1) 子会社等との取引による収益総額	9,056千円	うち事業取引高	6,056千円
		うち事業取引以外の取引高	3,000千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	1,166千円	うち事業取引高	1,166千円

Ⅶ. 金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当ＪＡは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行なっています。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当ＪＡが保有する金融資産は、主として当ＪＡ管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行なっています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行なうとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行なっています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行なっており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭ等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行なっています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行なっています。運用部門が行なった取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行なっているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行ない経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当ＪＡで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当ＪＡにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当ＪＡでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.08%上昇したものと想定した場合には、経済価値が448,658千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行なう上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行なっています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

（１）金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
預金	322,723,275	322,675,974	△47,300
有価証券			
その他有価証券	39,149,700	39,149,700	—
貸出金	157,651,579		
貸倒引当金（＊１）	△951,116		
貸倒引当金控除後	156,700,463	157,850,964	1,150,500
資産計	518,573,438	519,676,638	1,103,199
貯金	511,227,454	511,184,574	△42,879
負債計	511,227,454	511,184,574	△42,879

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（２）金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OIS）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は日本証券業協会公表の売買参考統計値によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

（３）市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは（１）の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額
外部出資	18,908,100

（４）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	322,723,275	－	－	－	－	－
有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	－	－	－	－	300,000	43,100,000
貸出金（*1,2）	12,003,300	10,043,190	10,813,764	9,283,956	9,863,510	103,461,875
合計	334,726,575	10,043,190	10,813,764	9,283,956	10,163,510	146,561,875

(*1) 貸出金のうち、当座貸越86,052千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件2,181,980千円は償還日が特定できないため、含めていません。

（５）有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（*1,2）	498,895,256	7,977,326	2,672,389	706,242	976,240	－
合計	498,895,256	7,977,326	2,672,389	706,242	976,240	－

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

(*2) 連結貸借対照表計上額における一部の貯金は返済日が特定できないため含めています。

Ⅷ．有価証券に関する注記

１．有価証券の時価及び評価差額に関する事項

（１）その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

		連結貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額(*)
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	政府保証債	－	－	－
	社債	－	－	－
	小　計	－	－	－
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	19,154,300	20,534,448	△1,380,148
	地方債	801,090	900,000	△98,910
	政府保証債	470,250	500,000	△29,750
	社債	18,724,060	20,836,157	△2,112,097
	小　計	39,149,700	42,770,605	△3,620,905
合　計		39,149,700	42,770,605	△3,620,905

２．当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

	売却額	売却益	売却損
地方債	200,000	－	－
社債	2,900,778	1,505	－
合　計	3,100,778	1,505	－

３．当事業年度中において、減損処理を行なった有価証券

当事業年度中において、その他有価証券の社債374,752千円の減損処理を行なっています。時価のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表時価額とするとともに、当該差額を減損処理しています。

なお、減損処理にあたっては、当事業年度末における時価が取得原価又は償却原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行ない、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行なっています。

Ⅸ．退職給付に関する注記

１．退職給付に係る注記

（１）採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による「退職金共済制度」を採用しています。

（２）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,395,711千円
勤務費用	217,545千円
利息費用	-千円
数理計算上の差異の発生額	49,550千円
退職給付の支払額	△226,616千円
過去勤務費用の発生額	△107,000千円
期末における退職給付債務	3,329,190千円

（３）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,532,416千円
特定退職金共済制度期待運用収益	9,960千円
数理計算上の差異の発生額	111千円
特定退職金共済制度等への拠出金	83,769千円
退職給付の支払額	△114,803千円
期末における年金資産	1,511,455千円

（４）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

退職給付債務	3,329,190千円
特定退職金共済制度	△1,511,455千円
未積立退職給付債務	1,817,735千円
未認識過去勤務費用	107,000千円
未認識数理計算上の差異	△202,164千円
貸借対照表計上額純額	1,722,571千円
退職給付引当金	1,722,571千円

（５）退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	217,545千円
利息費用	-千円
特定退職金共済制度期待運用収益	△9,960千円
数理計算上の差異の費用処理額	64,520千円
小計	272,105千円
子会社出向職員にかかる子会社負担額	△10,088千円
合計	262,017千円

（６）年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	63.0%
年金保険投資	28.0%
現金及び預金	5.0%
その他	4.0%
合計	100.0%

（７）長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

（８）割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00%
長期期待運用収益率	
特定退職金共済制度期待運用収益率	0.65%

２．特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行なう特例年金等の業務に要する費用に充てるため、当事業年度において特例業務負担金34,394千円を拠出しています。

なお、令和5年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、333,724千円となっています。

X．税効果会計に関する注記

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

（単位：千円）

繰延税金資産		
	貸倒引当金	132,000
	賞与引当金	98,086
	退職給付引当金	480,941
	役員退職慰労引当金	9,816
	固定資産解体等引当金	32,770
	資産除去債務	42,452
	未払法人事業税及び未払特別法人事業税	12,885
	未払法人事業所税	2,286
	固定資産減損損失	12,935
	業務外固定資産評価損	78,612
	特例業務負担金引当金	93,175
	減価償却費限度超過額	40,943
	有価証券評価損	104,630
	その他有価証券評価差額金（評価損）	1,010,956
	その他	29,496
	繰延税金資産小計	2,181,991
	評価性引当額	△370,676
	繰延税金資産合計（A）	1,811,314
繰延税金負債		
	有形固定資産（資産除去債務）	△3,582
	繰延税金負債合計（B）	△3,582
繰延税金資産の純額（A）＋（B）		1,807,732

２．法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率		27.92 %
調整	交際費等永久に損金に算入されない項目	3.78 %
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 11.99 %
	住民税均等割等	0.53 %
	評価性引当額の増減	16.45 %
	事業分量配当金	△ 10.42 %
	その他	△ 0.70 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率		25.57 %

XI. 収益認識に関する注記

「Ⅰ.重要な会計方針に係る事項に関する注記」における「４．収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

XII. その他の注記

１．資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（１）当該資産除去債務の概要

当ＪＡが所有する建物の一部に有害物質が使用されていることから、その有害物質を除去する義務に関して、当該除去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しています。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は14年～33年、割引率は1.277%～2.250%を採用しています。

（３）当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
期首残高	161,911
時の経過による調整額	1,417
資産除去債務の履行による減少額	△ 11,276
期末残高	152,051

２．貸借対照表に計上していない資産除去債務

当ＪＡは、支店等の事業用資産に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該支店等の事業用資産は当ＪＡが事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行なわれる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

□　連結剰余金計算書

（単位：千円）

科目	令和４年度	令和５年度
（資本剰余金の部）		
１　資本剰余金期首残高	6,567	6,567
２　資本剰余金増加高	－	－
３　資本剰余金減少高	－	－
４　資本剰余金期末残高	6,567	6,567
（利益剰余金の部）		
１　利益剰余金期首残高	37,455,188	37,671,758
２　利益剰余金増加高	560,552	1,095,256
当期剰余金	560,552	1,095,256
３　利益剰余金減少高	343,982	350,767
支払配当金	143,380	162,741
その他	200,601	188,025
４　利益剰余金期末残高	37,671,758	38,416,247

ロ　農協法に基づく開示債権

（単位：百万円）

種　　類	令和４年度	令和５年度	増　減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,071	715	△356
危険債権額	839	172	△667
要管理債権額	－	－	－
三月以上延滞債権額	－	－	－
貸出条件緩和債権額	－	－	－
小　　計	1,911	887	△1,024
正常債権額	155,791	162,356	6,565
合　　計	157,703	163,244	5,540

（注）1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4.「三月以上延滞債権」と５．「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

口　連結事業年度の事業別経常収益等

○連結事業年度の事業別経常収益等

（単位：百万円）

		令和４年度	令和５年度
信用事業	事業収益	4,289	3,945
	経常利益	1,113	1,403
	資産の額	520,915	510,634
共済事業	事業収益	924	930
	経常利益	193	233
	資産の額	9	9
購買事業	事業収益	272	227
	経常利益	△190	△183
	資産の額	71	68
販売事業	事業収益	152	161
	経常利益	△237	△237
	資産の額	－	－
その他事業	事業収益	896	940
	経常利益	81	96
	資産の額	－	－
計	事業収益	6,534	6,206
	経常利益	959	1,312
	資産の額	520,996	510,712

□　連結自己資本の充実の状況

令和６年３月末における連結自己資本比率は、17.13%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項　　目	内　　容
発行主体	東京あおば農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,091百万円 (前年度2,112百万円)

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、ＪＡを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

（１）自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円）

項　　目	令和４年度	令和５年度
＜コア資本に係る基礎項目＞		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	39,492	40,187
うち、出資金及び資本準備金の額	2,119	2,098
うち、再評価積立金の額	－	－
うち、利益剰余金の額	37,022	37,712
うち、外部流出予定額（△）	350	376
うち、上記以外に該当するものの額	△36	△39
コア資本に算入される評価・換算差額等	－	－
うち、退職給付に係るものの額	－	－
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	401	397
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	401	397
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の４５パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	39,893	40,585
＜コア資本に係る調整項目＞		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	16	19
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	16	19
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
退職給付に係る資産の額	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る１０パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－

（単位：百万円）

特定項目に係る１５パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	16	19
＜自己資本＞		
自己資本の額　（（イ）－（ロ））　（ハ）	39,877	40,566
＜リスク・アセット等＞		
信用リスク・アセットの額の合計額	219,796	225,566
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		－
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額	10,801	11,271
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額		－
リスク・アセットの額の合計額　（ニ）	230,597	236,838
＜連結自己資本比率＞		
連結自己資本比率　（（ハ）／（ニ））	17.29%	17.13%

注　1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しています。

2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

（２）自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

（単位：百万円）

信用リスク・アセット	令和４年度			令和５年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×４％	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×４％
現金	1,277	0	0	1,246	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	20,553	0	0	20,074	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決裁銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	900	0	0	900	0	0
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	4,762	426	17	4,758	425	17
地方三公社向け	4,008	801	32	4,076	815	32
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	323,226	64,645	2,585	307,714	61,542	2,461
法人等向け	15,592	7,944	317	15,793	8,235	329
中小企業等向け及び個人向け	1,348	412	16	1,286	327	13
抵当権付住宅ローン	81,741	28,280	1,131	83,914	29,035	1,161
不動産取得等事業向け	41,822	40,853	1,634	46,104	45,441	1,817
三月以上延滞等	－	－	－	－	－	－
取立未済手形	36	7	0	65	13	0
信用保証協会等保証付	14,540	1,448	57	14,261	1,420	56
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
共済約款貸付	－	－	－	－	－	－
出資等	547	547	21	547	547	21
（うち出資等のエクスポージャー）	547	547	21	547	547	21
（うち重要な出資のエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
上記以外	44,312	73,897	2,955	45,749	77,255	3,090
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	1,407	3,519	140	2,721	6,804	272
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	18,360	45,900	1,836	18,490	46,225	1,849
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	972	2,431	97	930	2,325	93
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
（うち上記以外のエクスポージャー）	23,572	22,046	881	23,606	21,900	876

（単位：百万円）

証券化	－	－	－	－	－	－
（うちSTC要件適用分）	－	－	－	－	－	－
（うち非STC要件適用分）	－	－	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	－	－	－	－	－
（うちルックスルー方式）	－	－	－	－	－	－
（うちマンデート方式）	－	－	－	－	－	－
（うち蓋然性方式250%）	－	－	－	－	－	－
（うち蓋然性方式400%）	－	－	－	－	－	－
（うちフォールバック方式）	－	－	－	－	－	－
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	－	－	－	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	－	－	－	－	－	－
上記以外	526	531	21	508	504	20
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	555,197	219,796	8,791	547,004	225,566	9,022
ＣＶＡリスク相当額÷８％	－	－	－	－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－	－	－	－
合計（信用リスク・アセットの額）	555,197	217,796	8,791	547,004	225,566	9,022

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×４％	オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×４％
	10,801	432	11,271	450

所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）合計 a	所要自己資本額 b=a×４％	リスク・アセット（分母）合計 a	所要自己資本額 b=a×４％
	230,597	9,223	236,838	9,473

（注）1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが１５０％になったエクスポージャーのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
<オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）×１５％）の直近３年間の合計額}}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

（３）信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、ＪＡ以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。ＪＡの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（ｐ．１７）をご参照ください。

（注）単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア） リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ） リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和４年度				令和５年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
国内		554,719	157,703	42,843	－	546,545	163,244	43,578	－
国外		－	－	－	－	－	－	－	－
地域別残高計		554,719	157,703	42,843	－	546,545	163,244	43,578	－
法人	農業	59	59	－	－	82	82	－	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	10	10	－	－	8	8	－	－
	鉱業	－		－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	10,421	8,820	1,601	－	10,458	8,856	1,601	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	3,916	－	3,916	－	3,916	－	3,916	－
	運輸・通信業	9,433	12	9,420	－	9,331	11	9,320	－
	金融・保険業	324,979	108	2,108	－	310,806	103	3,423	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	8,816	5,179	3,637	－	8,965	5,328	3,637	－
	日本国政府・地方公共団体	24,261	2,806	21,454	－	23,850	2,875	20,975	－
	上記以外	2,468	1,715	703	－	4,282	3,528	703	－
個人		138,947	138,947	－	－	142,320	142,320	－	－
その他		31,403	42	－	－	32,521	127	－	－
業種別残高計		554,719	157,703	42,843	－	546,545	163,244	43,578	－
１年以下		313,165	2,039	－		307,413	1,400	－	
１年超３年以下		15,634	4,034	－		2,933	2,933	－	
３年超５年以下		4,067	3,766	300		7,732	7,531	200	
５年超７年以下		10,345	9,645	700		8,715	7,113	1,602	
７年超１０年以下		14,241	9,729	4,512		14,644	9,528	5,116	
１０年超		165,690	128,360	37,329		171,188	134,530	36,658	
期限の定めのないもの		31,574	126	－		33,916	206	－	
残存期間別残高計		554,719	157,703	42,843		546,545	163,244	43,578	
平均残高計		521,306	154,601	42,192		522,374	161,585	43,489	

（注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

④　貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区　分	令和４年度					令和５年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	478	401	－	478	401	401	397	－	401	397
個別貸倒引当金	578	549	－	578	549	549	251	－	549	251

⑤　業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

（単位：百万円）

区　分		令和４年度						令和５年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国内		578	549	－	578	549		549	251	－	549	251	
国外		－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	
地域別計		578	549	－	578	549		549	251	－	549	251	
法人	農業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売・小売・飲食・ｻｰﾋﾞｽ業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	上記以外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人		578	549	－	578	549	－	549	251		549	251	－
業種別計		578	549	－	578	549	－	549	251	－	549	251	－

⑥　信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250％を適用する残高

（単位：百万円）

		令和４年度			令和５年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト０％	－	27,335	27,335	－	26,935	26,935
	リスク・ウェイト２％	－	－	－	－	－	－
	リスク・ウェイト４％	－	－	－	－	－	－
	リスク・ウェイト10％	－	18,743	18,743	－	18,460	18,460
	リスク・ウェイト20％	1,600	327,333	328,934	1,600	312,114	313,715
	リスク・ウェイト35％	－	80,802	80,802	－	82,862	82,862
	リスク・ウェイト50％	11,915	2	11,918	11,818	2	11,821
	リスク・ウェイト75％	－	532	532	－	412	412
	リスク・ウェイト100％	－	65,712	65,712	－	70,196	70,196
	リスク・ウェイト150％	－	－	－	－	－	－
	リスク・ウェイト250％	－	20,740	20,740	－	22,142	22,142
	その他	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイト1250％		－	－	－	－	－	－
計		13,516	541,203	554,719	13,419	533,125	546,545

（注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4. 1250％には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250％を適用したエクスポージャーがあります。

（４）信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、ＪＡのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（ｐ．１７）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

区　　分	令和４年度		令和５年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	500	－	500
地方三公社向け	－	－	－	－
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	－	－	－	－
法人等向け	－	－	1	－
中小企業等向け及び個人向け	6	65	3	90
抵当権付住宅ローン	0	－	0	169
不動産取得等事業向け	0	－	0	－
三月以上延滞等	－	－	－	－
証券化	－	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－	－
上記以外	4	0	3	0
合　　計	12	566	7	760

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」は、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが１５０％になったエクスポージャーのことです。

3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

（５）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

（６）証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

（７）オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはＪＡのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（ｐ．１７）をご参照ください。

（８）出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはＪＡのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（ｐ．１７）をご参照ください。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	令和４年度		令和５年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上場	－	－	－	－
非上場	18,908	18,908	19,038	19,038
合計	18,908	18,908	19,038	19,038

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

（９）リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、ＪＡの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。ＪＡの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（ｐ．１７）をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB１：金利リスク

項番		⊿EVE		⊿NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	5,349	4,807	380	362
2	下方パラレルシフト	－	－	10	－
3	スティープ化	5,152	4,771		
4	フラット化	－	－		
5	短期金利上昇	－	－		
6	短期金利低下	73	354		
7	最大値	5,349	4,807	380	362
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	39,877		40,566	

（注）
1. 「⊿EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「⊿NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス１を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス１を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

口　財務諸表の正確性等にかかる確認

確　認　書

1　私は、令和５年４月１日から令和６年３月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。

2　この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。

(1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。

(2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。

(3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和6年7月30日

東京あおば農業協同組合

代表理事組合長　久保　秀一

○農協法において定められたディスクロージャー開示項目対比掲載ページ

組合単体ベースのディスクロージャー開示項目

Ⅰ 概況及び組織に関する事項
1 業務の運営の組織……90
2 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名……91
3 事務所の名称及び所在地……94
4 特定信用事業代理業者に関する事項……94
Ⅱ 主要な業務の内容
5 主要な業務の内容……5
Ⅲ 主要な業務に関する事項
6 直近の事業年度における事業の概況……5
7 直近の5事業年度における主要な業務の状況
①経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)……59
②経常利益又は経常損失……59
③当期剰余金又は当期損失金……59
④出資金及び出資口数……59
⑤純資産額……59
⑥総資産額……59
⑦貯金等残高……59
⑧貸出金残高……59
⑨有価証券残高……59
⑩単体自己資本比率……59
⑪剰余金の配当の金額……59
⑫職員数……59
8 直近の2事業年度における事業の状況
①主要な業務の状況を示す指標……60
②貯金に関する指標……62
③貸出金等に関する指標……63
④有価証券に関する指標……69
Ⅳ 業務の運営に関する事項
9 リスク管理の体制……17
10 法令遵守の体制……18
11 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況……15
12 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容……19
Ⅴ 組合の直近の2事業年度における財産の状況
13 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書……31
14 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権……66
②危険債権……66
③三月以上延滞債権……66
④貸出条件緩和債権……66
⑤正常債権……66
15 元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額
16 自己資本の充実の状況……77
17 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
①有価証券……69
②金銭の信託……70
③デリバティブ取引……70
④金融等デリバティブ取引……70
⑤有価証券関連店頭デリバティブ取引……70
18 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額……67
19 貸出金償却の額……67
20 会計監査人の監査を受けている旨……58

連結(組合及び子会社等)ベースのディスクロージャー開示項目

Ⅰ 組合及びその子会社等の概況
1 組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成…… 95
2 組合の子会社等に関する事項…… 95
①名称…… 95
②主たる営業所又は事務所の所在地…… 95
③資本金又は出資金…… 95
④事業の内容…… 95
⑤設立年月日…… 95
⑥組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合…… 95
⑦組合の1の子会社等以外の子会社等が有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合…… 95
Ⅱ 組合及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの
3 直近の事業年度における事業の概況…… 95
4 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況…… 96
①経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)…… 96
②経常利益又は経常損失…… 96
③当期利益又は当期損失…… 96
④純資産額…… 96
⑤総資産額…… 96
⑥連結自己資本比率…… 96
Ⅲ 直近の2連結会計年度における財産の状況につき連結したもの
5 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書…… 97
6 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権…… 122
②危険債権…… 122
③三月以上延滞債権…… 122
④貸出条件緩和債権…… 122
⑤正常債権…… 122
7 自己資本の充実の状況…… 124
8 事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの…… 123

ＪＡ東京あおば ＣＩ（コーポラティブアイデンティティ）について

ＪＡ東京あおばでは、若手職員によるプロジェクト「第２期ＮＥＸＴ ＡＯＢＡ　ＰＪ」において、
組織活動のあらゆる場面で一貫性を持たせ、組織力を向上させるために、
ＣＩ（コーポラティブアイデンティティ）を策定し、令和４年度より活用しております。

キャッチフレーズ

芽吹かせよう　ありがとうの和

「人の和」の「種」となる「ありがとう」が春の大地のように、
地域に芽吹き、やがて生い茂り、見事な大木となる。
そして、次世代にも農地とともに、「ありがとう」がつながるよう願いを込めて、
わたしたちは経営理念の実現をめざしてまいります。

コーポレートカラー

〈メインカラー〉

「あおば色」

都会的な清涼感や
洗練された印象も与える、
少し青みがかったグリーン

「わかば色」

明るさや若々しさ、未来への
ポジティブなエネルギーを
感じさせる、爽やかな黄緑

〈アクセントカラー〉

「たいよう色」

温かさ、元気さ、
情熱を想起させる
濃いオレンジ

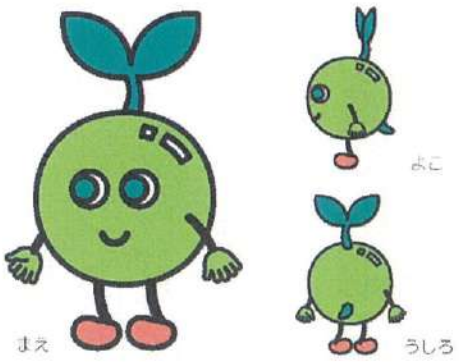
ロゴマーク



種から芽が出る様子、あるいは野菜の実と葉をモチーフに
シンボルマークを作成しました。
3つの色によって描かれたシンボルマークは、
都市農業ならではの、多様な野菜や植物の栽培を
イメージしています。
そしてまた、シンボルマークの余白の部分は、
「あおば」「ありがとう」の「あ」の文字を
かたどったフォルム（右図参照）となっています。
ロゴタイプは、ユニバーサルデザインの考え方のもと、
視認性や読みやすさ、見た目から受ける心地よさに配慮して
デザインしており、堅実で真面目、誠実さ、
一生懸命さなどのイメージを与えます。



オフィシャルキャラクター



名前	たねりん
性格	元気いっぱい
チャームポイント	しっぽが根っこ
特技	ありがとうの種をまくこと 植物と土の気持ちがわかる
好きな言葉	ありがとう
口ぐせ	～ダネ、～たね
名前の由来「たねりん」	「人の和の種（たね）」から ありがとうの気持ちが芽生えて、 輪（りん）のように 広がっていく様子から。